

平成28年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成28年9月8日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文弘
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第2号）

平成28年9月8日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 5号 副村長の選任について
- 第 4 同意第 6号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

- 第 5 議案第 44 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 45 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 46 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 第 8 議案第 47 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 第 9 議案第 48 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 10 議案第 53 号 吉田川流域溜池大和町外 2 市 4ヶ町村組合規約の変更について
- 第 11 議案第 49 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の
変更について
- 第 12 議案第 50 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更
について
- 第 13 議案第 51 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 第 14 議案第 52 号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 第 15 議案第 54 号 村道路線の変更について
- 第 16 議案第 55 号 平成 28 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 17 議案第 56 号 平成 28 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正につ
いて
- 第 18 議案第 57 号 平成 28 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 19 議案第 58 号 平成 28 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 20 議案第 59 号 平成 28 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 21 議案第 60 号 平成 28 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 22 議案第 61 号 平成 28 年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について
- 第 23 報告第 3 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第 24 議案第 62 号 平成 27 年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第 63 号 平成 27 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第 26 議案第 64 号 平成 27 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 27 議案第 65 号 平成 27 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

第28 議案第66号 平成27年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

第29 議案第67号 平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第30 議案第68号 平成27年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第31 議案第69号 平成27年度大衡村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

皆さんに議長より申し上げます。ただいま本村ではクールビズ施行中でございますので、暑い方は上着を脱いで対応していただいて結構です。執行部におかれましても、そのようにお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しますので、これより平成28年第3回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番小川宗寿君、8番細川幸郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

通告順6番、山路澄雄君、登壇願います。

[11番 山路澄雄君 登壇]

11番（山路澄雄君） 9月定例会2日目でございます。一般質問、6番目です。山路澄雄は、「王城寺原演習場周辺対策への萩原村長の基本姿勢を問う」という件名で通告しております。

概略は、まず第1に、沖縄駐留米海兵隊による沖縄県道104号線越えの実弾砲撃訓練移転の恒常化と、現在、きょうまでですか、実施される日米共同訓練への対応を伺います。

第2点として、演習時、日米合同訓練、それから104号越えもですが、それから恒常に実施されている自衛隊の騒音、迫撃・砲撃音、それから実弾射撃の騒音ですね、それらの測定実施と住宅防音対策エリア拡大への取り組みをお聞きします。この問題、平成11年に終了してから全然拡大の取り組みもないし、現状がどのように把握されているかも全くわかりません。

3番目に、今回議会にはですね、オスプレイ、海兵隊仕様のオスプレイが飛来するという案内がありましたが、確定ではないということでしたが、新しい演習場の演習のあり方、だんだん拡大していくあり方ですね、これをきちんと村長の考え方をお伺いしたいと、そのように思うわけでございます。

4番目は、沖縄も、日本全国の基地も抱えている問題、基本的な問題でございますが、米軍人と軍属による凶悪事件の発生と、沖縄、それから横須賀においても女性殺害事件が発生して、非常に国民の心を傷めているわけでございますが、それから交通違反事件、特に飲酒事件の多発に対する村長の認識と、それらの大きな原因となっていると言われておりますが、日米地位協定について、村長の基本的認識を伺うものであります。

5番目として、「村民の安全を守る対策は万全か」ということで書いております。私たちは、議会、総務住民常任委員会で、去る7月6日から8日までの日程で東富士演習場を抱える静岡県の裾野市に常任委員会として視察研修に行ってまいりましたが、その裾野市の取り組みの一端を村長にお伝えしながら質問を行っていきたいと思います。これから後は自席で質問いたします。よろしくお願いします。

以上です。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

山路澄雄議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

「王城寺原演習場周辺対策への基本姿勢を問う」とのご質問であります。まず1点目の沖縄駐留アメリカ海兵隊による沖縄県道104号越え実弾射撃訓練の恒常化と日米共同訓練の対策についてのご質問であります。陸上自衛隊王城寺原演習場は、我が国の平和と安全の確保及び国民の生命と財産を守る国家的な要請に応え、村民の皆様方のご理解とご協力を得ながら、自衛隊の訓練の場として安定的に使用されておりますが、沖縄県道104号越え実弾射撃訓練につきましては、我が国の安全保障及び沖縄県民の負担軽減を図る観点から、平成9年度から本土の5カ所の演習場で5年間のローテーションにより分散実施されておるところでございます。今年度は、第14回目の演習が5月13日から22日までの10日間、王城寺原演習場において実施されております。

また、日米共同訓練につきましては、日本国政府とアメリカ政府との取り決めに基づき、自衛隊及びアメリカ軍が日本防衛のための整合性のとれた作戦を円滑に実施するため、共同して演習や訓練を行うこととされており、今年度は8月29日から9月8日まで、きょうであります。それまでの間、11日間の予定で実施されておるところでございます。

なお、宮城県と王城寺原演習場周辺の3町村で構成する王城寺原演習場対策協議会としては、「沖縄県道104号越え実弾射撃訓練の実施に関する要望書」を3月25日に防衛大臣宛てに提出しており、その中で、王城寺原演習場での訓練が恒常化しないために国として米国と交渉し、将来的には当該訓練が実施されないよう要望しておるところでございます。また、7月22日には、「日米共同訓練の実施に関する要望書」を陸上自衛隊東北方面総監部並びに東北防衛局長宛てに提出し、訓練のあり方や情報提供、安全対策に関する要望を行っているところでございます。

次に、2点目の恒常的な騒音測定と住宅防音エリアの拡大についてのご質問であります。騒音測定は、住宅防音工事指定エリアから外れた地域において、移転訓練の際の射撃訓練時や自衛隊による通常の訓練の際にも、天候によっては砲撃音の響きぐあいが違いますので、そのような場合には隨時、騒音測定を実施しておるところでございます。

砲撃音に起因する住宅防音工事対象区域の拡大につきましては、毎年、陸上自衛隊大和駐屯地司令ほか防衛大臣及び地元選出の国会議員に対しても要望活動を行っておりまして、今後も継続して要望活動を行ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、3点目のオスプレイの飛来をどう捉えているかとのご質問であります。オスプレイ、「MV-22」という正式な名前だそうであります。このオスプレイの訓練活動を沖縄県外へ移転することについては、先般、9月1日付の日米合同委員会において合意を

されたところであります。よって、沖縄県外へ移転でありますから、本土といいますか、日本の本土ですね、本土のしかるべき演習場みたいなところで展開されるということになったようであります。それは、オスプレイに限らず、普天間基地のヘリコプター類を普天間基地から本土に移しての訓練ということになります。それに、MV-22、オスプレイも含まれるということでありますと、オスプレイのための移転訓練というわけではございません。ヘリコプター類の全部の移転訓練であります。

ただ、訓練場所及び時期などの明細につきましては、まだ公表されておりません。今後、公表される予定となっておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

次に、4点目の米軍による凶悪事件や交通違反事件の多発と日米地位協定についての認識についてのご質問であります。この件につきましても、7月22日に「日米共同訓練の実施に関する要望書」を陸上自衛隊東北方面総監部並びに東北防衛局長宛てに提出をし、訓練のあり方や情報提供、安全対策に関する要望等を行っているところでございます。

議員ご承知のように、日米地位協定は、太平洋戦争の敗戦により、1945年に日米安全保障条約が——「日米安保」と呼ばれておりますが、締結され、その際、米軍の軍人・軍属が日本で法律的にどのような地位でいるかを定めた協定として日米行政協定が結ばれ、その後、1960年、日米安全保障条約が改正されたときに、日米行政協定は「日米地位協定」として正式に条約化され、以来現在に至っているものであります。

この条約によって、米軍に施設や地域を提供する具体的な方法が定められたほか、その施設内での特権や税金の免除、軍人・軍属の裁判権などが与えられているものであります。また、米軍の軍人・軍属についても日本の法律を守るよう義務づけられていますが、同時に旅券、パスポートやビザについては不要とされております。軍発行の運転免許証で国内を走行できるなど、数々の特権が与えられているものであります。

このように、日米地位協定につきましては、日本国と米国との国家間の取り決めであります。日本における米軍施設や地域を提供する具体的な方法の取り決めであると認識をしておるところでございます。

最後に、5点目の村民の安全を守る対策は万全かというご質問であります。王城寺原演習場にて沖縄駐留アメリカ海兵隊による実弾射撃訓練が実施される場合には、演習場内に東北防衛局が現地連絡本部を設置し、地元自治体との情報共有を図るとともに、村といったとしても、各種団体との連絡調整会議の開催や関係機関による巡回パトロールの実施、

そして広報紙や無線放送などにより適時的確な情報を村民皆様方にお伝えしながら安全対策に十分配慮しておりますので、今後も沖縄県道104号越え実弾射撃訓練、あるいは日米共同訓練が実施される場合は、従来同様の安全対策を実施してまいりたいと、そして事件・事故防止に対する万全の体制で臨んでまいりたいと、このように考えている次第であります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長より答弁書が一応配付されておりまして、ただいま村長からの答弁の概略があったわけでございますが、私は一問一答で質問を行います。通告したとおりの中身にもいかないところもありますが、あと村長の答弁書も余り参考にならない部分もありますと、これより自分の考えで質問を進めさせていただきます。

総務住民常任委員会で視察してきました、東富士演習場を抱える静岡県裾野市、人口5万3,000人でございます。その中に、東富士演習場というかなり、8,800ヘクタールですか、その演習場があるわけですが、村長は東富士演習場に視察等に行ったことがございますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 演習場に行ったことがあるかということですが、私は議員、議会の、あれはたしか全員で行ったんだろうと思いますけれども、たしか何年でしたかね、東富士演習場に行きました。（「2001年」の声あり）2001年ですか。過去に行きました。その際、つぶさにとは言いませんけれども、その内容等々やら、あるいはその使用形態やら、そういうものを議員として勉強といいますか、見聞を広めてきた、そういう経緯を今思い出しますが、さらには総合火力訓練、これは年1回やるわけですが、それにも2回ほど行ってまいったところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 東富士演習場の概略は、村長は大体ご理解なさっていると、そのように思いますが、今回の視察では森田職員も同行していますので、報告書が村長まで上がっていると思いますが、東富士演習場の特徴は、国有地、民有地、公有地等が混在しております、民有地、公有地は国と賃貸借契約を行っております。地元権利者の入会慣行権ですか、これはずっと江戸時代から草刈りとかそういうもので地元住民が使っていたのですが、この入会権を放棄せず、現在も国と交渉しながら権利を留保して、使っていろいろなことを行っているということですが、村長はこの東富士演習場の入会権の問題、それから国と自治体ですか、公有地の契約について実態を把握なさっていますか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　入会権というのは、専門的な内容的には十分に認識はしておりませんけれども、ただ、その演習場の中に民有地なりなんなり、あるいはそういったところに、自由にと言ってはおかしいんですが、その住民の皆さんに行って、例えばの話、例えば採草、あるいは木、薪とか、あるいは山菜等々、キノコ採り等々ですね、そういったことが、議員仰せのとおり長年慣行として認められているという、私の認識ではそのぐらいでありますけれども、認識しているところであります。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　王城寺原演習場とかなり差がありますな。これは、歴史的な背景、それから地元住民の権利意識の違いだと思うんですが、やはりなかなか王城寺の関係周辺地域住民ができないこともあるわけでございますが、ただ、演習場における災害は等しく同じように起きるわけでございますが、演習場の防災と環境保全についてさまざま実施されております。

一つは、大型調整池、裾野市内で4カ所と。周辺居住地への騒音、水源地枯渇防止、環境保全のため、国からの緑地帯設置等の委託事業を受託していると。まず第一に、裾野市内に4カ所の調整池を設置しているということですが、これについては王城寺原周辺も、現在では松原ため池とか、色麻のため池とかさまざま、金洗堰のため池とかあるわけでございますが、調整池のあり方ですね、私、この視察の際はきちんと現地を見ることはできませんでしたが、一つの方策として4カ所と。

私たちは、王城寺原も大分荒廃しております。吉田川の流域にあって、沓掛川のいわゆる氾濫状況、それから埋川ですか、埋川の氾濫状況、少し雨降っても物すごい褐色の濁流となるわけです。演習場の荒廃は目に見えているわけでございますが、村長はこの演習場の荒廃と調整池、いわゆる水の水害防止のため、どのように考えられるかお聞かせください。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　王城寺原、ご承知のとおりこれまでいろいろな、日米訓練もそうですが、104号越えの射撃訓練もそうですが、あるいは恒常的には自衛隊、日本の自衛隊が戦車で走行したり砲撃訓練をやっているわけであります。それに伴って、その場内が非常に荒廃——荒廃というよりも、粉じんといいますか、路盤が削られて赤土が露出して、そこに雨水といいますか、台風等々あるいは大雨の際、雨が降ったりして土砂が流出して、そして

その防止用のため池などが土砂で埋まってしまって、調整機能がもう停止しているような、調整機能が全くないような、そういったところも多々あるというふうに認識をしておるところであります。その件につきましても日々常々、王城寺補償工事事務所等々、あるいは防衛局等々にその実情を訴えながら、その改善についての要望、そして現にそういったことで障害防止の施策を順次やっていただいているというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 東富士演習場の場内の防災と環境保全ということで今聞いているわけですが、防衛当局へですね、王城寺原演習場の管理中隊ですか、それから防衛施設局へ陳情するだけでなく、地元としてきちんと、場内の現状がどうなっているか把握していく必要があると思います。

東富士では、一つには演習場周辺居住地への騒音、それから水源枯渇防止、環境保全等のため、国からの緑地帯設置等委託事業を受託していると、そのようなことであるそうです。事業の内容は、防火帯、野火ですね、防火帯の設置。下刈り、樹木の間伐、植林しているんですよね、多分、下刈り、間伐、枝打ちと、それから追肥まで行っていると。それからチップ粉碎処理など、これを国から緑地帯設置等委託事業として受け取っているという。そういうふうに積極的に地元住民も、地元自治体としても参加しているという、これについては、村長、いかがですか、感想。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 陳情だけ行っている、何もしないというのではございません。もちろんどういったところに問題があるのかということを実例等々を示しながら陳情して、それを採択していただいて、ため池をつくっていただいたり、いろいろな障害防止のための方策を講じていただいているというのが実態ではないのかなというふうに思っております。ただ陳情だけを行って、何もしないというのではございませんので、その辺はご理解をお願いしたいと思いますが、議員仰せのとおりの内容ではありますが、東富士ではいろいろな、間伐やら下刈りとかいろいろ今列記されました。王城寺原においても、そういうことが可能といいますか、そういう要請が国として「村でどうですか」と言われるような、あるいは村としても、荒れてきているからこうするんだというような強い意思を持って防衛のほうに働きかけたらどうかというようなご意見だろうというふうに思いますが、それも方策の一つだと私は思っておりますけれども、ただ、現在としては、そういったことが本

本当に可能かどうか、そういったことを今後、議員の意見にも今言われましたけれども、そういうことが可能かどうか、そういったものを防衛当局との話し合いの中で話を出してみたいなど、こんなふうにも思っているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 防火帯の設置、それから整備ですか、これは過去に地元住民の方々ですね、防火帯の野火をつけてきれいにしていたと、そういうことがありました。演習場の管理体制が厳しくなってから、地元の協力参加というの全然できなくなっているわけですね。ましてや、自衛隊が全てやっているかというとできないわけですね。非常に現状を見ますと、一旦、野火がついて広がったら大変なことになるのではないかと、そのように考えられます。過去にも、利府の大火灾があったような状況もあるわけです。

それから、下刈り、間伐の問題ですか、これは植林地だと思うんですが、いわゆる雑木林、大体雑木林は25年ぐらいで更新しないと、樹勢が衰えて枯れしていくと。資源が枯渇すると。ナラ系の木には木くい虫が侵入して、非常に枯れた木が目立っていますね、演習場周辺の丘陵地。そういうものに対する、いわゆる森林の保全ですね。これも保水とかそういうもの、表土流失とかそういうものに非常に関連しますから。

やはりこの東富士の取り組みですか、これは非常に参考にすべきだと思います。それにちは、村長ね、村長一人で努力するんじゃなくて、地元住民を巻き込んで、区長さんやら地元の方々、そういう対策協議会ですね、まあ、その問題は後からまた触れますけれども、そういうふうに地域住民を巻き込んで、王城寺原をどうしていくかという話をやっていくべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、王城寺原においては、村のため池も7カ所だかあったんですけども、それも国に売却したという経緯がありますね。それも今から20年、十何年も前ですかね。ということで、場内に村の所有する物件が全くなくなったわけであります。そのことにより、村が直接中に入ってどうのこうのということが難しくなってきたのは事実であります。それで、東富士の場合は、民有地やら公有地、そういったものが混在するということでありまして、いろいろ条件も多々違ってくるところがあるのでないのかと、こんなふうに思うわけであります。

王城寺原の場合は、全面積国有化になっておりますので、そこに村としてどうするこうする、例えば今、近年非常に問題になっておりますイノシシとか、あるいは害虫駆除的を

想定して思えば、当然、演習場の外側から何メーターぐらいをこう、農業をやっている方々はよく、寄せ刈りといって他人の土地でも何ぼまで刈っていいという今までの慣習があります。そういうことを適用すれば、ある程度のそういうことも可能なかもしれません。それは当然、防衛当局に相談しながら、そういうことができるかどうか、先ほども申し上げました、そういうことができるかどうかとも相談しながら提案してまいりたいというふうには思っています。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 政治、行政、全て先進地に学ぶのは非常に大事なことではないかと思うわけでございます。東富士演習場が歴史的にも特殊な演習場だと、そのように言われましても、やはり地元住民の総意を巻き込んで国と交渉しているということは物すごい実績ではないかと思うのであります。それでやはり国からの緑地帯設置等委託事業を受託しているというんですね。この事業の内容について、調査する考えはございますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました、東富士はそういういろいろな地権者が入り組んでいるということですが、王城寺原は全面、防衛省の土地といったらいいんですかね、施設でございます。そういう違ひももちろんあるわけでありますので、そういうことも可能かどうかを、王城寺原周辺対策整備協議会がありますから、そういうところに、これは大衡村だけの問題ではありません、大和町、そして色麻町とで構成している協議会、そこにも問題を、お話をつないでまいりたいというふうに思いますが、そういうことができるかどうかも含めて、防衛当局との折衝が必要であろうと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 国有化であるから余り言えないんだというような雰囲気ではございますが、村長や私たち議員は村民の立場に立って、村民の生活の福祉向上、それから王城寺原演習場によってさまざま発生が予測される事件・事故等を予防し、村民の生活の安心・安全を守るという責務がございます。

それで、消極的にならないで、村長も住民側に立って、一つは区長さんとか、とりあえず周辺行政区の区長さん、それから各役員の方々、婦人会、それから農業団体、さまざまな方々と膝を交えて、この王城寺原演習場の状況を話し合ってみてはいかがでしょうか。いかがですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そうですね、そういったことも踏まえて、地域住民の方々との意見交換等々も当然していけたらなというふうには思っています。まして、先ほども申し上げましたようにヘリコプター類の移転訓練なども、まだ決まってはおりませんけれども、どこに来るかは決まっておりませんけれども、そういったことも報道もされましたので、やはりそういったことも踏まえながら、住民の皆さんと膝を交えて要望なりを聞く機会が設ければいいなというふうに思います。そして、議員仰せのような、みんなで防火帯の下刈りをしたり、あるいは間伐をしたり、そういったことも国からの、もちろん国で「そんなことするな」と言わなければできませんので、国といいますか、防衛にも働きかけながら、そういったことが可能かどうか、そういったことも精査してまいりたいというふうに思います。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　次に、防音工事の問題について移りたいと思います。

いわゆる防音工事ですか、平成9年からですかね、始まりまして、大衡の場合、4戸を残して全て終了ということになっていますが、いわゆる川一本隔てて防音工事に該当しなかったという事案、それから道路一本隔てて防音工事の対象にならなかつたと。終了後、陰では皆さん方、非常にやっぱり疑問に思っているわけです、なぜこうなのかなと。

それで村も、日米合同の104号越えの実弾訓練等の際は騒音測定等を行っているわけでございますが、東富士の裾野市では、防衛施設当局に今でも防音工事のエリア拡大ということで運動しています。それで、騒音測定も4カ所とふやして、最初は2カ所ですが、3カ所、それから4カ所にふやして、防音工事のための騒音測定を施設局に実施させていると。こちらは村がやっていると、細々と行っているという状況ですが、東富士は施設局に、おまえたち、やれと、やってくださいと言って施設局当局に騒音測定をさせていますが、村の騒音測定の現状をまずお聞きします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　防音測定の実際の詳細については、企画財政課に答弁させますが、まず基本的には、この防音測定、エリア内、エリア外というふうにあるわけであります、当然、エリア拡大の要請は、この防音工事発足当時からずっと継続して要請をしておるところであります。

そしてまた、騒音測定ですね、これもやっておりますが、川一本で、あるいは道路一本

でということあります。本当に私も、そういった意味ではちょっと不満、これは当然個人としてはですよ、ありますけれども、でもどこかで線を引かなくてはならないという中であってそうなったんだろうなと、こんなふうに思っているわけありますが、防音工事のエリア内であっても、騒音測定をすると基準以下のところがいっぱいあるんですよ。そして、防音区域外で測定しますと、基準を超えているところがあるのかとなった場合に、ないんですよね、ないんです。なので、防音のエリア拡大を声高らかに上げてはいるものの、実際その基準をオーバーしている地点がない状況であります。そして、防音エリア内ではあってもその基準に、基準値以下のエリアもいっぱいあるということでありまして、本当に一つ一つ線を引くのは大変難しいものなんだろうなと、こんなふうに思う次第であります。

これについて、企画財政課のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 防音というか、騒音測定については当然、日米共同訓練、あと104号越えの移転訓練のときに当然行っているものでございます。それで、昨年まではほとんどの同じようなところで騒音測定をしてございましたが、ことしの104の移転訓練から、いわゆる区域外の部分で音がうるさいというところもございましたので、その協議会というか、関係機関の区長さんとかの会議があったとき、「ここら辺もうるさいよ」という話がございまして、蕨崎分館とかそこら辺の部分についての騒音測定もしてございます。

あと、今回の日米共同訓練につきましては、115ミリりゅう弾砲は来ませんでしたが、迫撃砲の射撃があったということで、きのうも騒音測定をしているという現状でございます。ことしの訓練から、いわゆるエリアというか、その測定の位置を若干ふやしたというところでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 測定のあり方も、きちんとやはり精密に、いろいろ考えて騒音測定を行い、やはり実効性のあるような調査を行ってほしいと思うのであります。

東富士では、エリアを拡大してやっていると。なかなか財務省の予算措置は得られないだろうということもおっしゃっていましたが、やはり一つの演習場を抱えた自治体として、その騒音の問題をきちんと、いつまでも粘り強く調査していく必要があると思いますが、まずひとつ、村長、いかがですか、そういう考えは。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ですから、私、粘り強く今まで要望・要請してきたところであります。

これ以上の答えはないのではないのかなというふうに思っていますが、さらにはこの基準を変える要望もしておりますが、ただ、それは自衛隊、あるいは米軍などの演習の方法が変更になった場合、それはさらにこの基準も変わってくるという場合がありますが、現行の演習内容に変更がない場合については、このとおり固定化されるのかなと思いながらも、しかし、ただそこで引っ込んでばかりもいられないということで粘り強く、議員仰せのとおり粘り強く、永続的にこれは陳情運動を展開をしてまいりたいと、そしてまいっているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 視点を変えまして、簡単に質問しますので、簡略にお答えください。

一つは、いわゆる地域内の防音工事対策が終了した家屋の空調設備が老朽化しております。それで、その空調設備の更新も東富士では要望していますね。これについては、村長はどのように考えますか、これから対策としては。簡略にお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、簡潔に申します。

ですから、それも含めて要望しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） それから、もう一つは、いわゆる防音工事エリア内に、事業終了後に、大衡村は平成22年度が最後でしたかね、その後に新築なされた家屋が非常にふえています。住民もふえているということですが、その家屋に対する防音工事を、東富士ではその終了後もやっていこうではないかと、やってもらおうじゃないかということで運動していますが、村長はどういうふうに考えますか。感想でいいです。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員、いろいろ東富士の例をとられて、東富士ではこういうふうにやっている、東富士ではこういうふうにやっているんだとおっしゃいますけれども、それでやって、その成果についての例示はなされておりません。例えば、東富士ではこうやって、その後に認められてこのぐらいになったんだとかね……（「なかなか認められないと言ったでしょう。財政状況が厳しくて」の声あり）だから……

議長（細川運一君） 答弁中であります。

村長（萩原達雄君） ですから、こうやっている、ああやっているというのは確かにわかります。

我々も当然、そういったことも含めて要望活動を当然、永続的にやってまいりたいと、こんなふうに思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） およそ、政治や行政というのは、先進地に学んでいかなければどうにもなりませんが、新しい情報というものは非常に大切でございます。村長に一言申し上げたいと思いますが。

それから、話は変わりまして、いわゆる演習の通知のあり方、日米合同訓練、それから沖縄駐留米軍の115ミリりゅう弾砲の移転訓練、住民に対する広報のあり方ですね、どのように配慮なさっていますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました、対策会議を村として開いて、そしてまた広報についても広報紙や、そしてまた無線放送などで周知徹底を図っているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 今般実施されています日米実働訓練ですか、国内における米海兵隊実働訓練、フォレスト・ライト01。その概要是、議会の全員協議会では、資料1、28年、ニュース……、英語よくわかりませんので。幕僚広報室から平成28年7月28日付で送られてきた、いわゆるコピーが全員協議会で配られましたが、この文書はその他の各種団体に配られましたか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 企画財政課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） そういった関係機関を集めた会議というのはございませんので、このコピーについては配っておりません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 関係団体を招集しなかった理由、それからそのコピーが配られた範囲はどうだったか、ご報告してください。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） この日米共同訓練につきましては、例年どおりですね、いわゆる議会のほうに説明して、あとは広報紙等、先ほど村長答弁したとおり、広報紙と、あと各種チラシ等でやっているということでございますので、例年に倣って日米共同訓練の部分

については広報周知したというところでございます。

あと、配った範囲でございますけれども、当然、議員さんと、あとは役場庁舎の課長会議等で、それは配付しているものでございます。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　いわゆる村長の選挙公約ですが、「情報公開に努める」と、そのようにおっしゃっていたのを記憶しておりますが、大衡村広報8月号に、非常に簡単にこの訓練の、中身も何もないです、これ。時間がなくなっていますので。たった7行で村民の方々にお知らせしましたが、これがお知らせしたことになるんでしょうか。私は非常にですね、王城寺原演習場という国内有数の演習場で、アメリカの海兵隊もよちゅう来ると、危険な実弾訓練が行われていると、そのような中で村民の方々にきちんと情報を伝えないという、何でしょうか、この実態。

それから、いわゆる学校、教育機関に、きちんとその旨を伝えましたか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　これは、日米合同訓練。沖縄駐留海兵隊の訓練とは違いまして、日米合同訓練であります。この訓練については、日本の自衛隊とアメリカ軍の、海兵隊ではございませんよ、海兵隊ももしかしたらいるかもしれませんけれども、合同でやるものでありますて、全責任は日本の自衛隊が持つ、安全から何からということありますので、通常の自衛隊の訓練をさらにちょっと規模が大きくしたというふうに捉えておるところでありますて、したがいましてこれまでの104号越えの移転訓練のような措置はとらなかつたと、こういうことであります。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　これは非常に、村民に対する裏切りの行為と同じです、これは。いわゆる日米合同訓練という、非常に大事な問題ですね。実弾訓練も行う、車両も多くの車両が来る、それにプラス、オスプレイが来るかもしれないというような非常に重要な演習なんですよ。何もこれは秘密でもない、極秘でも何でもないんですよ、これは。幕僚の広報室がちゃんと、こういう演習をやりますよと流してよこしているんでしょう、大衡村に。なぜそのまま村民の方々に広報できないんですか。自衛隊から、村長、何か言われているんですか、これは秘密だと、口外してだめだとか。（「言われていません」の声あり）だったら、なぜ村民の方に速やかに広報しないんですか。

「今、何かやっているんですね」と、「変な車も見ました」と。聞くと、区長さんにも

聞いたところ、「何も特別説明なかったよ」と。これがですね、村長、王城寺原対策の実態ですか、これが大衡村の。答弁お願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　全戸チラシも配布しております。（「えっ、なかったと言っている」の声あり）　そうですか。

議長（細川運一君）　　答弁中です。

村長（萩原達雄君）　　そして、先ほども申し上げたとおり、日本の自衛隊とアメリカ軍の共同訓練ということでありまして、通常の自衛隊の演習の範囲内の中で行われるものであります。沖縄の米軍海兵隊の演習とは一千を画すものであります。そういったことで、大々的な報道措置、報道といいますか、そういったものはなかったように私は認識をしているところであります。

議長（細川運一君）　　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　　事故がなかったから、規模が小さいからということでなく、王城寺原に来て日米合同訓練が行われると。それも沖縄駐留海兵隊ですね。それで実弾も撃つ。そのような中で航空機も大分飛んでいました、ヘリですが。そういう非常に大事な演習です。村民の方々に影響は多いんですよ、事故もあるかもしれない。

日米地位協定の問題にいくかと思ったんですけれども、時間もないし。日本の国は、日米地位協定によって非常にですね、治權国家として非常に軽んじられていると、そのように私は認識しております。沖縄の問題、それから日本全国の基地において発生する米兵に関係する問題は、全て日米地位協定に原因があると言われております。そういう駐留米軍が来て演習をすると、非常に大事な問題が村民に対して広報されないということは非常に遺憾であります。村長の責任は非常に重いと思います。一応指摘して、この件は終わります。

それから、村長、答弁要らないですから、今のところは。オスプレイについてですね。オスプレイは、村長は安全であるとおっしゃいましたが、何を根拠に安全と述べているかお聞きします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　安全だと私が言ったと。どこで言っているんでしょう、ちょっと今……（「よろしいですか、言いましたよ。別なところで」の声あり）　言っていませんね。（「28年、大衡村の全員協議会、28年8月12日」の声あり）　ああ、全員協議会で言ったと、

こういう話ですか。俺はまた、答弁の中で言ったと。いや、安全って、航空機は総じて安全な乗り物であるというふうに、もちろんジェット旅客機から始まって、安全な乗り物であるというふうには認識しております。

それで、私が安全と言ったのは、別に絶対安全だという意味ではなくて、日本に来てから事故は一切起きていないということの意味で、言ったかどうかはわかりませんけれども、言ったとすればそのような意味だというふうに捉えていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） あと1分ですが、オスプレイの事故について。1991年から2012年、1991年から2000年の事故は、4件は試作機2回、初期生産機2回であります。死亡事故等が発生しております。2007年11月から2012年、これは配備されてからですね、2007年は海兵隊機、2010年は空軍機、2012年は4月11日、海兵隊機と、2012年同じく6月14日、空軍機、このように8件の事故が起きています。これをもって少ないとかなかったとかは言えなくて、非常に多かったということでございます。

飛行機は、十何時間で何ぼというような事故の比率を比較するそうですが、これはまだ自衛隊に配備されていませんが、自衛隊にも配備される予定となっていますが、このオスプレイ、機体の整備は大分進んでいますが、いわゆる操縦の問題です。

議長（細川運一君） 質問をまとめてください。

11番（山路澄雄君） わかっています。なかなか大変問題のある輸送機ということですので、指摘しております。答弁、するのであればしてください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、オスプレイの安全性の件でありますが、先ほども申し上げましたとおり、今の航空機は総じて安全な乗り物であるというふうに認識をしておるところであります。その中でもオスプレイは、しかしながらヘリコプターで上がっていってという、可変、何というんですかね、こういうの。そういうことで、そのときが危ないというようなご指摘も多々あったようですが、それは開発段階、あるいは本当に初めての時代・時期の事故があったようありますけれども、操縦の未熟さやらそういういたるものも気にしているのかなとは思いますが、議員仰せのとおり、確かに8件もあったんだと、過去にはということでありますから、来てほしくないといえば当たり前の話であります。これは、日本国民誰でもそう思っているんだろうというふうに思います。私どもも、ならば来てほしくないというふうに認識しておりますので、どうかご安心のほどをお願いしたいというふう

に思います。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山路澄雄議員の一般質問に対しての答弁に関して、執行部側より訂正の申し出がござりますので、発言を許します。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 先ほど、いわゆる日米共同訓練の訓練内容の配布、毎戸配布したかというお話でございましたけれども、先ほど村長、毎戸配布したということでございますが、毎戸配布はしてございません。ただ、ただですが、8月12日付で関係機関、例えば小中学校、あとは行政区ですね、各行政区長宛てに、これと同じ、7月28日付と同じ内容の文面で、このコピーではないですけれども、同じような文面でご通知は申し上げております。

あと、先ほどの広報紙の関係でございますけれども、7月28日付でこの陸上自衛隊のほうからの部分でありましたので、8月号の広報紙にはちょっと内容的には、詳細な内容的には間に合わないというところで、6月のいわゆる同じようなプレスリリース、陸上自衛隊のプレスリリースがあったんですが、この期間からこの期間に行われますという内容だけしか掲載できなかったという経緯がございますので、ご了承願いたいと思います。以上でございます。（「ほかの要らない記事が多いんだよな」「統率とれていないな」「本当、大事なこと載せないで」の声あり）

議長（細川運一君） 一般質問を続けます。

通告順7番、高橋浩之君、登壇願います。

[9番 高橋浩之君 登壇]

9番（高橋浩之君） 私の一般質問のタイトルは、「大衡村における男女共同参画の取り組みについて」であります。一問一答方式で伺ってまいりたいと思いますので、よろしくご答弁のほど、お願いしたいと思います。

まず最初に、今までのその経緯なんですかけれども、国際連合は、1975年を国際婦人年と定めて以来、1995年までに4回の世界女性会議を開催しております。女性の地位向上を目

指した活動を展開しております。

日本においても、1996年、平成8年に男女共同参画2000年プランを策定するとともに、1997年、男女雇用機会均等法が改正されました。そして、1999年、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しております。また、2001年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、俗に言われております「DV防止法」が制定されるなど法的整備がなされてきました。

これまでの流れを受けまして、改めて男女共同参画社会基本法の理念について確認しますと、1. 男女の人権の尊重、2. 社会における制度または慣行についての配慮、3. 政策等の立案及び決定への共同参画、4. 家庭生活における活動と他の活動の両立、5. 国際的協調という5つの基本理念を定めております。そして、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施すること、国民は男女共同参画社会の形成に寄与するように努めることと、それぞれの責務を明らかにしております。

そこで、今度は私たちの暮らす大衡村の実情についてであります。平成13年8月に、大衡村いきいきライフ講座で、宮城学院女子大学の浅野先生の講演会が最初の活動だったようあります。その後、大衡村男女共同参画推進の会を立ち上げ、これはしばらくしてからでございますけれども、機関紙「風」を発行し、村民の方々へのPR活動を始めとして講演会の広聴や先進地の視察などを行っているようありますし、各地区へのアンケート調査も行っているようあります。

しかし、大衡村としての男女共同参画はどうなっているのでしょうか。伺うところによりますと、余り積極的に関与しないというか、はっきり言っておざなりではないのかというふうにも言われております。また、当初予算の観点から見ましても、平成28年度はわずか2万1,000円という金額であります。間違いでないかと今年度の実施計画書を確認しましたが、やはり2万1,000円がありました。大衡村としてこの予算で一体何をしようとしているのか、ぜひお問い合わせたいところであります。

もう一度、基本に返って伺いますけれども、執行部は、村は、男女共同参画事業についてどのように考えているのでしょうか。男女共同参画社会基本法の理念にのっとり、その責務を果たすのでしょうか、あるいはこのまま尻すぼみで終わらせていくのか、はっきり回答をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　傍聴者に申し上げます。議場内においての撮影は禁止されておりますので、それに類推されるような行為は慎んでいただきたいというふうに思います。

村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 高橋浩之議員の一般質問にお答えをいたします。

男女共同参画の取り組みについてというご質問であります。

平成11年に公布、施行されました男女共同参画社会基本法により、少子高齢化の進展、国内経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現のため、国を初めとしてさまざまな活動が行われ、地方公共団体としても法に基づき条例制定や各自治体区域における男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的計画を定めるよう努めなければならないとされておるところであります。

このことにより、村でも平成13年度より、議員篤とご案内のとおり、講演会などを開催して法制度を広く住民の方々に知っていただくために、住民の代表としてさらに大衡村男女共同参画フォーラムの会員16名で活動が開始されておられるということでございます。平成17年3月には、大衡村男女共同参画フォーラムのフォーラム通信「風」を創刊、先ほど議員仰せのごとくですが、そして平成21年10月からは全世帯に配布されるまでとなりました。議員も、平成20年にですか、一般質問もされて、その後、平成21年から「風」の全戸配布ということになったその経緯、私も鮮やかによみがえってきたところであります。

また、平成26年9月には、村の男女共同参画社会推進のため、有志により「大衡村男女共同参画社会推進の会」というものが設立されたところであります。同会では先進地自治体への視察や住民に対しての意識調査を行い、その結果などをもとに検討を重ねながら、今後の大衡村の男女共同参画社会実現に向けた基本理念を明らかにすべく地道な活動がなされておるところであります。そういう会の皆さんのご活動に対しまして、深甚なる経緯を表するものであります。

村といたしましても、会員の皆様からのご意見をいただきながら、男女共同参画社会形成の促進に関する施策についての計画策定に向けて、次期総合計画への具体的な取り組みを明記するなど、住民一人一人の個性と能力を十分に發揮し、互いの人権を尊重し合える環境に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと、こんなふうに思うところであります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　男女共同参画社会といいますと、何かうんと構えてしまうような形なんですけれども、そんなに難しく考えないで、村長自身は男女共同参画ということについて、端的にどのようなものなのかと理解しているか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そうですね、これまで明治、大正、昭和、そして平成という流れの中で、どうしても古い慣習の中にあって、男尊女卑的な考え方がこれまでも常々と流れていたと言っても過言ではなかったのかなというふうに思いますが、しかし近年になりまして、男女平等はもちろんそうですが、もちろん参政権も認められて、そして女性の社会進出、これも当然、進出も当たり前になってきました。

そういう中で、男女の区別なく共同で、ともに働いて、働くという共同ですが、といった精神でもって、男性も女性も同じ社会の中の一員として活躍していかなければというような、その意味合いだというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　今の村長の回答の中にも含まれておりますけれども、私自身も特別難しく考えないで、一番身近な例として、例えば子育てということで考えてみたいと思いますけれども、昔は子育てや学校行事の参加はほとんどお母さんというような形で、お父さんは外で仕事をしてくると、それで頑張っているというような形でしたけれども、それ自体は私は悪いとは思いませんけれども、やはりそうすると男性というか、お父さんがその役割として、家庭や子育てに対する無関心があったのではないかと言われております。男女共同参画は、そういうことも含めてお互いに理解して、家庭内の家事、そして子育てと一緒にやりましょうと。現在では、男性の方が産休をとって育児をしたり、家庭の仕事をしたりすることもありますし、現在本当に大衡村の職員でもそういう形で産休を取られた職員の方もいらっしゃいます。これこそ実践の一例ではないかと私は思っております。

そういうことで、改めて男女共同参画の制度を受けて、国や地方自治体はそれぞれの区域の特性に応じた施策の策定と実施という責務を追うとありますけれども、例えば大衡村はその条例を策定しているのでしょうか。ちなみに、大和町と富谷町は基本条例を10年以上前の平成17年に策定しておるとのことございますから、大衡村はどうなんでしょうか、お伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君） 議員の仰せのとおり、今、大衡村においても非常に男女共同参画、それを実践されている方といいますか、そういった皆さんにこれは当たり前のようにになってまいりました。そういった観点から、大衡村の職員も育児休暇を、男性職員も育児休暇をとられたり、そういった意味で男女共同参画に対する認識は、そしてまた実際のあり方、そういうものが普通に行われているんだろうというふうに思っておるところであります。

今、その条例を制定しているのかというご質問であります、残念ながらその条例は制定していないというのが実情でございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 大衡村男女共同参画のフォーラム通信「風」、先ほど村長も答弁の中にありましたけれども、平成17年3月、創刊号が発行されて、ことしの9月発行号で26号を数えました。この通信誌というものの自体も、最初の大衡村いきいきライフの講座を受けた受講生の方々が、その思いを形にしましょうという講師先生のアドバイスを受けまして編集されたものでございます。予算的には多分、村で出しているのは紙代、印刷代、そして配布は最初は200部でしたけれども、今現在は全戸配布というような形で、配布も区長さんにお願いをするというような形ですから、そんなに予算的にも負担はかかっていないというような形でございます。そういう思いを「風」という形で、短編や詩、あるいは川柳、写真等々を掲載してPR活動を行っているということでございますけれども、このような活動をしている大衡村男女共同参画推進の会というのはどのような団体だと、改めて村長の考え方をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） たしか会長さんは小原さんでしたかね。小原さんでしたね、会長さんは人権擁護委員等々を歴任された方であります、非常に見識の高い人が会長として活動されているなというふうには思っております。そしてまた、その16名の皆さんもそういうことに本当に熱心に、真剣に取り組んでおられる皆さんの会だというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 平成13年に、最初の講習会というか、説明会というか、そういうのが始まってから、この推進の会というのが結成されたのが平成26年でございます。平成26年。その間、何をしていたかというと、一生懸命地道にそういう男女共同参画ということに対してPRするなり啓発活動を行ってきたわけなんですけれども、その間、大衡村のかかわり

はどうだったのでしょうか。その辺おわかりになればお知らせください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいまの質問については、住民生活課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 事務局としまして、会員の皆様の運営のサポートをしてまいりました。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） この平成13年、講演会参加者三十数名の中で現在の活動をしている、現在のメンバーは11名ということありましたけれども、平成26年9月に発足した任意団体でございます。したがって、運営は全て自費で賄っておりますし、いろいろなところに研修に行ったり勉強会を開いたりするのも自費だとお伺いしました。その辺のところを、村長も一生懸命やっているということありますけれども、非常に村側のサポートが薄いのではないかで

ほかのところでは、例えば大崎市なんかはもうどんどん、室まで、規模が違いますから単純に比較はしませんけれども、男女共同参画室とかそういうのもつくって、一生懸命その推進のための事業を行っているのに対して、その任意団体に対して余りにも手薄というか、サポートが薄いのではないかと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました、大衡村においては、この男女共同参画の取り組みといいますか、そういった機運が住民皆さんに広く認知されているものと私は認識しております。したがいまして、これまで特別、条例を制定してどうのこうのというようなアクションはなかったわけありますけれども、今後は議員のおっしゃることもよく理解できますので、条例の制定なり、そしてまた体制を整えて、活動しやすい会に発展していくべきなというふうな考えは持ち合わせているところであります。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 答弁の中になかったんですけれども、28年度の当初予算、2万1,000円ですね。あと過去、20年度から、これは当時の企画商工課か住民財政課でしたか、そちらに移ってからの28年度までの予算を見ると、23年度から26年度までは10万円を超す予算があったわけなんです。そして、実際の決算は9万円とか8万円台の決算が行われております、先ほどもちょっと私が言いましたけれども、「風」の配布というのはその紙代とか印

刷代、そして配布というのはそんな規模ではなくて、必要あったのは座談会の開催とか、あるいは啓発用品の購入ということでございましたけれども、それでも8万何がしの金額を決算で出していたわけです。何ゆえこの28年度は2万1,000円しか予算を計上しなかつたのか、そこからしてどういう考えを村で持っているのかという不信というのが、そこら辺があったので、その辺、回答できればお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　　住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君）　　当時、平成13年の年に、私、企画商工課におりまして、その当時は国県を挙げて、制度の周知を図るために講演会ですとかそういった催し物が多くございました。近年になりますは、そういった講演会等の規模も縮小されまして、現在はその当時に条例ですとか計画を立てられた自治体につきましても活動というものは少なくなつてございます。それにひきかえ村では、平成26年の年に推進の会ということで有志の方たちが立ち上げていただいたその会に対しましては、今後、村としての男女共同参画の方の計画を策定するまでの協力をいただくという形で今現在進めているところでございます。

予算のほうにつきましては、大規模な座談会ですとか講演会というのを現在のところ近年開催しておりませんので、啓発活動用の物品グッズになってございます。今までのその余っていますグッズ等ですね、一旦そちらのものをきちんと整理するという意味合いで、今年度は消耗品の予算を削った次第でございます。

議長（細川運一君）　　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　　同じ回答になるのかもしれませんけれども、やはりそういう地道に努力されている組織がある、そして国でも推進している男女共同参画という事業に対して大衡村がもっと、サポートだけじゃなくて、それに対するもっとサポート、本当のサポートが欲しいなと思うんですけども、例えばいろいろなところに研修に行くというときに、事務局、担当職員等々はそれに随行して行っているんでしょうか。その辺もちよっとお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　　住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君）　　私も、住民税務課当時、昨年ですね、7月に課長として参ってきてからは、担当である職員がお世話係ということで過去に随行しているということは伺

っております。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　村長が、男女共同参画ということに対して前向きに進めていくというような回答はいただいておりますけれども、これは今後、基本条例を制定して、推進の会という形の任意団体を正式な委員会として格上げするなりして、それなりの費用弁償なり報酬なりを出して、それをもとに大衡村で男女共同参画の事業を広く推進していくというような考えはございますか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　先ほども答弁いたしましたけれども、やはり条例を制定して体制を整えながら、そして活動しやすい形にするのが最善なのかなというふうには思っておるところであります。その大衡村において、先ほども何回も申し上げております、私は大衡村において、その男女共同参画の社会というものは、ある程度構築されているのではないかなどというふうな認識を持っております。

そうですね、いろいろな委員会やら、あるいは例えれば例を挙げれば、農業委員会等々についても女性の農業委員さんも3名ほどおられますし、さらには民生委員の方々も、大部分がというよりもほとんど女性の方々でございます。それのみならずもっともっと、女性の区長さんというものはちょっと今のところいないようでありますけれども、そういった女性が活躍している場面というのは、私は他自治体に比べてもそんなに遜色あるとは思っておりません。議会議員の中にも、かつては複数女性議員もおられましたし、そういった意味で女性の社会進出、そして共同参画、そういったものは広く村民の皆さんにも認識をされておられるのではないかというふうに思っていますし、そしてさらには先ほど議員おっしゃられました、お父さんは外で働いて、奥さんは子育てから教育からという家庭が多いんだというようなお話をしたが、それはそれでその家庭の事情というものがございますので、その家庭が円満にいっているという前提のもとであれば、その形態は問うものではないのではないかというふうに思っているところであります。

それで、大衡村でも男女共同参画、そういったものは広く認知されて、そして広く皆さんに実践されておられるのではないのかなと私は思っておりますが、さらに先ほど申し上げたように、条例も制定しながら活動しやすい体制にできればいいなというふうには思っております。（「ぜひお願いします」の声あり）

議長（細川運一君）　これで一般質問を終わります。

日程第3 同意第5号 副村長の選任について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第5号、副村長の選任についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君） 同意第5号、副村長の選任について。

本村副村長に下記の者を選任したい。

よって、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大森字明神5番地

氏 名 伊藤俊幸

生年月日 昭和30年3月28日

平成28年9月7日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、副村長伊藤俊幸君の退席を求めます。除斥要件ではございませんが、自主退席ということあります。

[副村長 伊藤俊幸君 退席]

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 同意第5号、副村長の選任についての内容をご説明を申し上げます。

現在、副村長を務めている伊藤俊幸氏が、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き伊藤俊幸氏を副村長に選任いたしたく、ご提案をするものでございます。

なお、私が任命する副村長として初めて、私にとってはじめての選任であることをご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

伊藤俊幸氏は、昭和30年3月28日生まれの61歳であります。平成24年10月1日に副村長に就任して以来、長年にわたる行政経験を発揮され、副村長としての職務に精励されてこられました。

温厚明敏にして、地域住民や職員からの信望も高く、さらには役場庁内の横断的な調整や対外的な対応など、円滑な村政運営を推進するために、引き続き私の補佐役の副村長と

して伊藤俊幸氏を提案するものでありますので、議員皆様におかれましては、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論は行わず、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第5号、副村長の選任についてを採決をいたします。

この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番石川 敏君、2番佐藤 貢君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長、点呼をお願いします。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。1番石川 敏君、2番佐藤 貢君、開票の立ち会いをお願いを

いたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 13票

有効票 13票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 8票

反対 5票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、伊藤俊幸君の副村長の任命について、同意することを決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。あわせて、副村長伊藤俊幸君の退席を解きます。

[議場開鎖]

[副村長 伊藤俊幸君 着席]

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 同意第6号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第4、同意第6号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君） 同意第6号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村大衡字五反田 2 番地 2

氏 名 渡邊 勇

生年月日 昭和25年 1月17日

平成28年 9月 7日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 同意第6号、教育委員の任命について、ご説明を申し上げます。

現在、教育委員を務めておられます渡邊 勇氏が、今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊 勇氏を任命いたしたく、ご提案をいたすものでございます。

渡邊 勇氏は、昭和25年 1月17日生まれの66歳でございます。平成24年10月に教育委員に就任して以来、本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興発展にご尽力をいただいております。

温厚誠実で信望も高く、1期4年間の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞ議員各位のご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期の関係でございますが、教育委員は通常4年間の任期となるものでございますが、平成27年4月に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第4条では、1年間に複数の委員が同時に変わることのないように任期を短縮し調整することとされており、この規定に基づき、渡邊 勇氏の任期は平成28年10月1日から平成30年9月30日までの2年間となるものでありますので、この点もあわせてご了承賜りますようにお願いを申し上げます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論は行わず、直ちに採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第6号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを採決いたします。
この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票により行います。
議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。
これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。3番早坂豊弘君、4番佐々木春樹君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数	13票
有効票	13票
無効票	0票

です。

有効票のうち

賛成 9 票

反対 4 票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、渡邊 勇君の大衡村教育委員会教育委員の任命について、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第5 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第44号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは、議案書3ページをお開き願います。

議案第44号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

これにつきまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

次ページをお開き願います。

この条例において、非常勤特別職の報酬等を規定してございます。その別表に、鳥獣被害対策実施隊、この項目を追加するものでございます。

これにつきましては、近年の全国各地において、イノシシ、鹿、猿などの野生鳥獣による農林水産被害が深刻・広域化していると。こういった現状に鑑みまして、国におきまして「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」が制定されております。この法律によりまして、その中で鳥獣被害対策実施隊を設けることができる、これを受けまして村のほうで今回改正をするものでございます。

実施隊につきましては、まず設置につきましては、大衡村鳥獣被害対策実施隊設置要綱、こういったものを別に定めましてそちらで設置をすることになってございます。それに伴っての報酬については、こちらの条例においてその金額を定めるとしてございますので、

この実施隊の項目を追加し、隊長年額1万円、副隊長年額8,000円、隊員5,000円とするものでございます。

なお、こちらの実施隊につきましては、非常勤特別職の身分となりますので、活動実態が公務という形になりますのでいろいろと補償が受けられると、そういった身分になるというものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） まず、報酬額の算定に当たって、どのように検討されたのか、また費用弁償の欄には何もないんですけども、その辺はどのようなお考えかお伺いします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 報酬の金額、年額、隊長が1万円、それから隊員が5,000円まで3段階となってございます。こちらの額の算定につきましては、郡内で既に大和町及び大郷町で4月からこの実施隊を編成してございます。それで、10月から大衡村で設置すると。また、富谷町が、富谷市になった10月10日にこの設置をするということで今のところ進行しているということで聞いてございます。それで、先行する大和町と大郷町、あとは郡内が集まりまして、その中で報酬等についての審議をさせてもらってございまして、実施隊になる隊員の方々については獣友会のほうの隊員の方ということになりますので、そういう方が町村によって不公平が出るというか、差が出るということも避けなければならぬのではないかということで、調整を図った上で先行しているところに合わせるといいますか、そういった形での年額報酬の設定となってございます。

また、費用弁償の欄がないということでございますけれども、それにつきましては実施隊の設置要綱というものを別に定めまして、その中で定員といいますか、それを30人以内にするというようなこととあわせまして、その活動の内容が予察駆除、あるいは熊の捕獲ですね、そういうものの、あわせてイノシシの捕獲ということになってまいりますので、それについて単価をそちらの実施要綱の中で定めるということにしてございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） この実施隊、今回30人枠でつくるということで、イノシシのわなの免許を二十数名の方が今回試験を受けて合格しているわけでございますけれども、以前より銃砲を持って、そして捕獲隊といって捕獲隊をつくっている隊員の方もいらっしゃいます。今、

課長の説明では、要綱の中で今度はそれを決めていきたいということでございますけれども、その捕獲隊の場合には1年間に一度必ず研修を受けなければならぬという義務があります。こうした場合の義務的な研修についての費用というのはどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） そういった義務的に受けなければならぬことにつきましては、会議等についての欄を実施要綱の中に設けさせていただいてございますので、その中で対応したいというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） イノシシ、熊等の駆除は、これから大変な重大な問題になってくるわけでございますが、この特別職に対する報酬ですか、隊長1万円、副隊長8,000円、隊員5,000円と、余りにも低いのではないかと思うんですね、危険な業務の割には。その理由が、先ほど佐々木春樹議員の質問に対して、他の町に倣って制定したということですが、大衡村区長会の区長の報酬は他の町なんか全然参考にしていませんよ。一律5万円も上昇させたという事例もあるわけです。何ゆえ、あのような危険な業務に従事する方にこのような低い算定額なのか、非常に疑問に思うわけです。

第一に、今、文屋議員が質問したんですけれども、それに携わっている獣友会の方々、その方々の意見等を聴取しましたか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、報酬が低いのではないかというようなご指摘でございますけれども、これにつきましては県内でも先進地といいますか、前から実施隊をつくっているところもございまして、こういったところについても検討の材料とさせていただいてございます。

また、獣友会との、あとは捕獲隊の方々、こういった方々との調整といいますか、意見の聴取といいますか、こういったものについてもしてございまして、そのときには獣友会の黒川支部のほうからも来ていただきまして、郡内の状況等々、今までの捕獲隊での支払っている金額等ですね、こういったものを参考にさせていただいて、要綱の中で定めることにしてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 隊員もふえたわけですが、隊員ふえた分、事故等の可能性もふえてくるわ

けでございますが、事故の発生の際の傷害保険とか、生命保険とか、そういう保険の手当はどのようになっていますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 今回、条例で定めると、あと要綱で定めるということで、非常勤特別職の身分となります。その非常勤特別職としてこの活動を実施していただくということになりますので、その際にけがをされたとかそういったことになれば公務災害の適用ということになりますので、そういった形で手当がされるということでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 今の費用弁償の件ですけれども、課長からは、県あるいは町村を比較したというか、比べた中でやったと言うけれども、逆に言えば、大衡村がそのような費用を払うことによって、他の市町はそれを逆に参考にすると思うんですが、どういう考えを持っていますか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 大衡村で今回、10月1日に実施隊を設置するということで進めてございますけれども、大きく被害を受けているところについてはもう既に実施隊というものが整備されてございますので、先発であればそういった今後に向けての参考となるようなことがあるのかもしれませんけれども、うちのほうについては郡内でも3番となるんですかね、そういった形でございますので、今までの先に設置されているところを参考にさせていただいたということでございます。

議長（細川運一君） よろしいですか。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第45号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第45号、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案書5ページをお開き願います。

議案第45号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大衡村条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページが改正文でございますが、改正の内容につきましては、条例改正に係る新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表2ページをお開き願います。

平成27年12月に制定された、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正でございますが、今回の改正は別表第2と別表第3の改正でございます。

府内連携を行う事務を掲げております別表第2の機関、4の村長の項で、大衡村万葉すくすく子育てサポート医療費の助成に関する条例による医療費助成に関する事務において、特定個人情報である第5号の「中国残留邦人等支援給付等関係情報」については、必要としないため削除するものでございます。

続きまして、別表第3の改正でございますが、こちらは3ページのほうをお開き願います。

別表第3の特定個人情報の提供を認める事務を掲げているものでございますが、こちらは大衡村児童生徒就学援助費支給要綱による就学援助に関する事務において、特定個人情報である第3号「医療保険給付関係情報」については、必要としないため削除するものでございます。これにより第4号を第3号とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第46号 黒川地域行政事務組合規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第46号、黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題
といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書8ページ、議案第46号別紙、ご覧いただきたいと思います。
あわせまして、規約変更に係る新旧対照表1ページをごらんいただきたいと思います。なお、説明につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。

黒川地域行政事務組合規約の一部を変更する規約でございます。

まず、第2条でございますけれども、「富谷町」を「富谷市」に、「関係町村」を「関係市町村」に改めるものでございます。あわせまして、並べかえを行っているものでございます。

第3条につきましても、同様の改正でございます。

次、2ページ、ご覧いただきたいと思います。

第5条であります。議員定数の関係でありますが、「富谷町」を「富谷市」に、「関係町村」を「関係市町村」に改めるものでございます。

なお、市町村の議員定数に変更はございません。

次に、第6条、第8条、第9条でございます。「関係町村」を「関係市町村」に改めるものでございます。

3ページ、ご覧いただきたいと思います。

第16条でございます。第16条も同様でございまして、「関係町村」を「関係市町村」に改めるものでございます。

4ページ、ごらんいただきたいと思います。

別表第2の関係でございますが、別表第2につきましては、病院並びに訪問看護ステーション関係の負担割合の表でございます。「富谷町」を「富谷市」に改めまして、並べかえを行ってございます。

なお、負担割合につきましては、変更はございません。

施行日につきましては、平成28年10月10日でございます。この点につきましては、富谷町の市制移行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第47号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第47号、宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては、10ページ、議案第47号別紙、ごらんいただきたいと思います。あわせて、新旧対照表5ページでございます。説明につきましては、先ほどと同じく新旧対照表でご説明を申し上げます。

宮城県市町村自治振興センター規約の一部を変更する規約でございます。

第4条、組合の事務所の位置でございますけれども、「黒川郡富谷町」を「富谷市」に改めるものでございます。

附則につきましては、第2項を削るものでございます。

施行日につきましては、平成28年10月10日、先ほどと同じく富谷町の市制移行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第48号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第48号、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書12ページ、議案第48号別紙でございます。あわせまして、新旧対照表の6ページ、ご覧いただきたいと思います。説明につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。

宮城県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約でございます。

今回の変更につきましては、別表の変更でございまして、まず別表第1、構成団体の関係でございます。「，富谷町」を「，富谷市」とするものでございます。

次に、別表第2、議員定数の関係でございますけれども、初めに次のページ、7ページ、ご覧いただきたいと思います。

7ページでありますけれども、第5区に「，富谷町」が入ってございましたが、これを削りまして、6ページにお戻りいただきたいと思います。第2区に「，富谷市」として加えるものでございます。

施行日につきましては、平成28年10月10日、富谷町市制移行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第53号 吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第53号、吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合規約の
変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 議案書22ページをお開きいただきたいと思います。議案第53号別
紙でご説明をさせていただきます。新旧対照表については、最後の13ページでございます
ので、あわせてご覧いただきたいと思います。

まず、第2条及び第5条の改正でございますけれども、富谷町の市制移行に伴いまして、
「富谷町」を「富谷市」に改めるものでございます。

この市制移行に伴いまして、組合の名称、第1条になりますけれども、こちらが現在の
「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村
組合」に改めるものでございます。

この施行につきましては、平成28年の10月10日からの市制移行にあわせるものでござい
ます。

次に、第4条の改正についてでございます。第4条につきましては、事務所の所在地、
位置を定めた条文でございますけれども、現在の規約が大和町の元の役場の位置のままに
なってございますので、それを現在の「大和町吉岡字西桧木1番地の1」に改めるもので
ございます。

こここの部分の施行につきましては、知事の許可のあった日から施行ということになりま
す。

説明については、以上でございます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あ
り）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第49号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それでは、議案書14ページ、議案第49号別紙をごらんいただきたいと思います。あわせまして、新旧対照表につきましては8ページでございます。説明につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

別表第1の変更でございまして、別表第1につきましては、共同設置する団体の記載でございます。この中で、「・富谷町」を「・富谷市」とし、「吉田川流域溜池大和町外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合」に改めるものでございます。

施行日につきましては、平成28年10月10日でございます。

今回の変更につきましては、富谷町の市制移行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約
の変更について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第50号、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会
共同設置規約の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては、16ページ、議案第50号別紙、ごらんいただき
たいと思います。あわせて、新旧対照表につきましては9ページをごらんいただきた
いと思います。説明につきましては、新旧対照表で申し上げます。

宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の一部を変更する規約で
ございます。

別表第1の改正でございまして、この別表第1につきましては、共同設置する団体の記
載でございます。この中で、「・富谷町」を「・富谷市」とし、「吉田川流域溜池大和町
外2市4ヶ町村組合」を「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合」に改めるものでござ
ります。

施行日につきましては、平成28年10月10日、富谷町の市制移行に伴うものでございます。
以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第51号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第51号、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の
変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それでは、議案書18ページ、議案第51号別紙をごらんいただきたいと思います。あわせて、新旧対照表10ページをごらんいただきたいと思います。説明につきましては、新旧対照表で申し上げます。

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の一部を変更する規約でございます。

今回の変更につきましては、第5条第2項の表並びに別表中、「富谷町」を「富谷市」とするものでございます。

施行日につきましては、平成28年10月10日、富谷町の市制移行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第52号、仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書については20ページ、新旧対照表については12ページをごらん願いたいと思います。あわせて、説明については新旧対照表で説明を申し上げます。

仙台都市圏広域行政推進協議会の一部を変更する規約でございます。

第3条の変更で、協議会を設ける市町村の変更でございます。「富谷町」を「富谷市」に変更するものでございます。あわせて、順番の入れかえを行うものでございます。

施行日につきましては、平成28年10月10日でございまして、富谷町の市制施行に伴うものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第54号 村道路線の変更について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第54号、村道路線の変更についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書につきましては、23ページ、あわせまして別紙の図面をごらんいただきたいと思います。説明につきましては、別紙のほうでご説明申し上げます。
村道路線変更の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、村道2路線の終点について変更するものでございます。

まず1点目、新堀・薬師堂線の終点の変更についてですが、村道奥田・大森線の改良舗装工事に伴いまして、新堀・薬師堂線との接続部を交差点改良したことに伴い、新堀・薬師堂線の終点を現在の寺前76番地先から薬師堂19番1地先に変更するものでございます。
別紙1の青色の部分が、これまでの新堀・薬師堂線の区域終点部になりまして、今回、赤色の部分を交差点改良により村道区域に加えるものでございます。

次に、別紙の②をごらんいただきたいと思います。大森南・幕の沢線の終点の変更についてです。この路線の変更は、県道仙台三本木線の旧道敷について県から移管を受けるもので、これに伴い村道の終点を現在の幕の沢5番2地先から幕の沢16番1地先に変更するものでございます。こちらも青色の部分がこれまでの村道の区域の終点部になりまして、今回、赤色の部分を県から引き受けし、村道区域に加えるものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

り) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号 平成28年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第55号、平成28年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、説明につきましては、議案第55号別紙で申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第55号別紙、平成28年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,917万3,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正に関する規定でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正関係でございます。

今回の補正といたしましては、道路橋梁事業債で3,640万円から3,710万円、70万円追加するもので、尾西中山線に充当するものでございます。

あとは、臨時財政対策債、1億3,900万円から1億4,190万円に、290万円追加するものでございます。これにつきましては、確定によるものでございます。

合計といたしまして、3億1,590万円から3億1,950万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細でご説明を申し上げます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

10款 1 項 1 目地方特例交付金30万円の減となるものでございます。これにつきましては、交付額の決定によるものでございます。

11款 1 項 1 目地方交付税895万9,000円の減となるものでございます。これにつきましては、普通交付税でございまして、交付額の決定によるものでございます。

15款 2 項 1 目総務費国庫補助金119万2,000円の増、説明記載にありますように社会保障・税番号システム整備費の補助金の増でございます。

2 目民生費国庫補助金365万5,000円の増でございます。主なものにつきましては、臨時福祉給付金等の給付事業の補助金の増でございます。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金6,748万4,000円の増でございます。これにつきましては、塩浪地区住宅団地造成事業基金への充当分と大鮒用排水路整備事業、塩浪地区住宅団地の公園整備事業にそれぞれ充当するものでございます。

次のページをごらん願います。

16款 2 項 1 目総務費補助金5,000円、2 目民生費補助金4万9,000円の増、説明記載のとおりの増でございます。

3 項 1 目総務費県委託金2万円の減、記載1件分でございます。これらにつきましては、いずれも額の確定によるものでございます。

19款 1 項 1 目後期高齢者医療特別会計繰入金7,000円の増でございます。

2 目介護保険事業特別会計繰入金970万円の増、いずれも繰越額の確定による精算でございます。

2 項 1 目財政調整基金繰入金7,000万円の増、歳出見合いの財源の繰り入れをするものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

20款 1 項 1 目繰越金4,537万2,000円の増でございます。繰越額の確定によるものでございます。

21款 4 項 1 目雑入701万円の増、説明にありますように、大きいもので多面的機能支払交付金返還金591万8,000円ほか4件分でございます。

22款 1 項 1 目土木債70万円の増でございます。先ほど説明申し上げましたとおり、尾西中山線改良舗装事業に充当するものでございます。

2 目臨時財政対策債290万円の増でございます。これにつきましても、確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費291万7,000円の増でございます。委託料といたしまして、番号制度に係りますシステム開発事業委託料及び地方公共団体システム機構への負担金を計上してございます。

5目財産管理費131万6,000円の増でございます。主なものにつきましては、村有地に係るシシオオバコ除草に係る賃金、重機借り上げ料等の経費を計上してございます。

6目企画費4,753万4,000円の増でございます。これにつきましては、補助金といたしまして5万円の増、説明記載の1件分の補助金の増であります。25節積立金といたしまして、特定防衛施設周辺整備交付金事業基金への積み立てを行うものでございます。

次のページをごらん願います。

2項2目賦課徴収費250万円の増、償還金、利子及び割引料でございまして、税の還付金並びに還付加算金についてを増額しているものでございます。

5項2目指定統計総務費1万円の減、説明記載のとおり、統計調査の補助金の確定による調整でございます。

次のページをごらん願います。

3款1項1目社会福祉総務費285万円の増でございます。臨時福祉給付金等の補助金を計上してございます。

3目老人福祉費15万円の増でございます。後期高齢者医療広域連合負担金でございます。

4目障害者福祉費161万6,000円の増でございます。主なものにつきましては、工事請負費の補正でございまして、障害者地域活動支援センターの環境整備工事等の工事費を計上してございます。

2項4目児童館費20万円の増でございます。修繕料でありますが、児童館の遊戯室雨漏り等の修繕調査に係るものでございます。

5目児童保育費121万円の増でございます。19節の負担金、補助及び交付金でありますけれども、こども園に対しての補助金でありまして、保育支援システム導入の補助金を計上しているものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

4款1項3目予防費126万6,000円の増でございます。これにつきましては、委託料と扶助費でございまして、B型肝炎予防接種に係る予算を計上してございます。

4目環境衛生費142万1,000円の減でございます。繰出金の減でございまして、戸別合併処理浄化槽会計への繰出金の調整でございます。

5款1項1目農業委員会費217万7,000円の減であります。地番図、地図データの作業業務について、大衡村地域水田農業推進協議会より支出するための全額減としているものでございます。

2目農業総務費72万2,000円の減、事業費支弁による人件費の補正でございます。

次のページをごらん願います。

3目農業振興費591万3,000円の増、19節の補助金は、先ほど農業委員会費でも申し上げましたとおり、地番図データの作成を水田協議会で行うということでございますので、その水田協議会に対するための補助金でございます。23節の償還金につきましては、多面的機能支払交付金の返還金であり、村負担分4分の1を除いた分の返還金でございます。

4目畜産振興費14万6,000円の増、賃金及び使用料でございますけれども、汚染牧草集積地の維持作業経費を計上してございます。

5目農地費2,192万4,000円の増、2節から4節までは大鮒用排水路整備事業に係る人件費の補正、13節につきましては、大鮒用排水路整備事業に係る設計業務経費を計上しているものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2項1目林業振興費627万9,000円の増でございます。委託料といたしまして、小中学校周辺の松くい虫被害木の伐倒駆除経費を計上しているものでございます。また、報酬と補助金につきましては、大衡村鳥獣被害対策実施隊設置に伴う経費を計上しているものでございます。

6款1項1目商工総務費1,233万8,000円の増でございます。大衡工業団地に立地します全農物流に対する企業立地奨励金でございます。

7款1項1目土木総務費2万円の増でございます。宮城県建設技術協会への負担金でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

2項2目道路新設改良費3,880万円の増でございます。工事請負費の増でございまして、説明記載の3事業分の補正でございます。

4項2目公園費5,930万円の増でございます。これも工事請負費の増でございまして、塩浪地区団地関連、緩衝緑地及び街区公園整備の予算を計上しているものでございます。

3目下水道費708万5,000円の減でございます。繰出金の減でございまして、下水道会計の減の調整によるものでございます。

8款1項2目非常備消防費216万8,000円の増でございます。消耗品の増でございまして、消防団員用の編み上げ靴及び防火衣の購入経費でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

9款2項1目小学校の学校管理費でございます。62万3,000円の増、修繕料の補正でございまして、6年生の教室の光取りのトップライトというんでしょうか、光取り部分の遮光のための修繕料を計上しているものでございます。

4項1目社会教育総務費7万8,000円の増でございます。19節の負担金、補助でございますけれども、全国青年大会に係ります補助金を計上しているものでございます。

12款2項1目公営企業貸付金128万円の増でございます。宅地造成会計の9月補正予算に係る調整でございます。

13款1項予備費77万2,000円の増でございます。これにつきましては、調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を2時10分といたします。

午後1時57分　休憩

午後2時10分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君）　それでは、工事関係で伺います。

今回、塩浪団地関連で2つの防衛補助が出ているわけですが、これらの一、特に塩浪団地の改良舗装等ですね、道路改良等、それから緑地という2つが出ているわけですが、これは前倒しというふうな考えでよろしいのでしょうか。そして、その早める状態になつたことについて、ご説明を願います。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　まず、道路関係でございますが、17ページの2項2目の道路新設改良費、この中の塩浪団地線改良工事3,400万円につきましては、当初予算で塩浪団地内

の道路改良分のほうの予算を計上させていただいておりまして、今回の3,400万円につきましては、その上の舗装工事分を追加させていただいたものでございます。

あわせまして、その下、4項2目の公園費の中の工事請負費5,930万円でございますけれども、こちら内訳といたしまして、塩浪の緩衝緑地に2,400万円、塩浪団地の街区公園のほうに3,500万円、あわせましてクリエートパーク内にPR看板、掲示板の設置に30万円、合わせて5,930万円となっております。

道路分につきましては、防衛の交付金の追加内示に伴いまして予算を計上させていただきました。緩衝緑地につきましても、追加内示に伴いまして計上させていただいております。街区公園につきましては、塩浪団地の関連インフラの全体の事業を精査いたしまして、今回内示いただいた分に対して、当初29年度発注予定だったものを前倒しをして計上させていただいております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 塩浪団地につきましては、本体工事がおくれたということで、9月いっぱいかかるような話で進んできたわけです。その状態で、例えば街区でも、それから舗装面でも、それらの仕事が終了しなければ多分できないだろうと私どもは思っていたわけです。そういう意味では、今回予算はとれるけれども、実際の工事そのものに関してはどんな考え方を持っているのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまのお話のとおりで、今回、防衛の調整交付金の内示に伴いまして予算のほうの計上はさせていただいておりますが、工事につきましては造成工事終了後の着手という形になりますので、発注時期等については、その後ちょっと時間を置いての発注という予定になっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 全ての工事がある程度一段落したら、この工事に取りかかるという意味だろうと思いますけれども、今回、見方ですか、設計と実入札が違うというようなこともありましたけれども、このすごく急勾配なりなんなりの状態を今の工事完了時点で確認しないうちにこういった設計がもうできているのかどうか、その辺を含めて改めましてお伺いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回、設計、計上させていただいている工事費につきましても、

当初に、平成26年度に塩浪団地関連の実施設計業務を行っておりますが、それに基づき積算して計上させていただいているもので、工事の着手につきましてはご指摘のとおり、造成工事の完了のほうですね、あと検査等を行って、引き受けを受けた後に発注という形を予定しております。

ただ、部分的ではございますが、段階的に完了している部分については段階検査等を行いまして、入れる部分については着手するというような考えでもって進めているところでございます。（「道路の都合だね」の声あり）はい。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 3点ほどございます。

一般管理費、コンピューター管理費の詳細的な部分、機構の負担金というものが急遽発生したのかどうかというところ。

それから、農業振興費の返還金ですね、返還しているというふうなところの内訳といいますか、実働の内容。

それから、非常備消防のほうの消耗品についての詳細をお願いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、順番逆になりますけれども、非常備消防の関係であります。

消耗品でありますけれども、消防団員安全装備品整備事業、この事業は補助事業でありますけれども、この補助事業を活用しまして防火衣23セット、こちらを購入しまして各分団のほうに配付するものでございます。

また、一般財源で対応いたしまして、編み上げ靴160足、こちらはかなり年数の経過している団員もございまして、破損等も出てきているということなので、今回あわせて更新を行うものでございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 19節負担金につきましては、総務で予算措置している補正額でございますが、マイナンバーに伴うシステム改修部分でございます。

議長（細川運一君） それだけですか。どちらですか。産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは、産業振興課分で、多面的機能支払に関する国庫分の返還金の内容でございます。

27年度は村内の10組織で農地維持活動を行ってございまして、その中で3組織のほうで、国県、あと村のほうからの交付金を交付しておりますけれども、活動の中で余ったといい

ますか、そういうことで今回返還をするという流れになってございます。

全体的には、全部を使い切ったというところもありますし、あとは若干その年度で残つて、その分は次の年の初めのいろいろとした整備といったものに充当するというところもございますし、また去年の途中で組織化されたというところがあって、そこに対して満額の交付金が出ていますけれども、それを使い切るぐらいの、時期的なものの関係もございまして使い切れなかったというところもございます。また、面積が大きい組織もございまして、そこについては活動する範囲もなかなか、組織的な問題等もございまして、全部使い切るぐらいの事業量を確保できなかったということがございまして、その分について精算のために一旦返還をするという形になってございます。

議長（細川運一君）　もう一回、はい。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　コンピューター管理費の負担金関係でございますけれども、これにつきましては、平成28年度分の自治体中間サーバー、いわゆるマイナンバー関連のサーバーになりますけれども、こちらのサービス利用に係る負担金ということで今回計上をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　まず、マイナンバーの関係ですけれども、私が疑問なのは、これは当初からわからなかつたことなのかなという部分なんです。コンピューター管理費としてこれだけの額がかかるものですから、今後また何かあるたびに、いろいろ法整備されるたびにこのコンピューター費というのはかさんでいるようなので、その実情をお伺いしたかったなというところと、それから返還金に関しては、各組織内での、組織、途中からというところもわかっていますけれども、やはりせっかくのいただけるお金なので、担当としてそういう組織に対してどういったアドバイスなり援助なりしていたのかなというところをお伺いしたかったと。

あと、消防の靴ということでしたけれども、現在のが古くなっているのは確かなんですが、編み上げのじゃなくて、もう少し履きやすいといふんですかね、脱いだり履いたりしやすい、作業しやすいものに変わらぬかどうか、その辺お伺いします。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　先ほどの負担金の関係でありますけれども、こちらにつきましては、最近ですね、国のはう、国といいますか、この機構のはうから請求といいますか、一覧が来たものでございます。それで、今回の負担金につきましては、あくまでも運用経費とい

うことで通知が来ているものでございます。ですので、当初の計上までには至らなかったというものです。

次に、消防団の編み上げ靴の関係でありますけれども、一応こちらの靴につきましては、着脱のしやすいものということで検討してございます。あわせまして、靴の幅といいますか、長さはいいんですけども、どうしても幅が狭いといいますか、そういう靴が以前だったと思うんです。それらもあわせて改良したいなというふうに思っているものでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 多面的機能の交付金につきましては、せっかく国のはうから1反歩当たり3,000円ということでいただいている交付金でございますので、ぜひ有効に使っていただきたいということで地域のはうにはお願いしているところでございます。また、多くのところはそういった、逆に足りないというぐらいのいろいろ活動を行っていただいているところもございます。

ただ、今回返還が生じておりますところで一番大きいのは、対象面積というのは、3,000円のもとになる面積があるんですけども、それ以外に活動する面積という協定面積というのもあるんですけども、それが約180町歩になっている地区がございます。それで、180町歩って一番大きな地区なんですが、そこでの構成員の数が44名という構成員になっておりまして、その人数の中でなかなかその大きな面積をやり切れないというのが実情というふうに聞いてございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 2点お尋ねします。

まず一点が、農林水産業費の中で、学校周辺の松の木の伐倒ということで、この詳細をお尋ねしたいのが一点。

それからあと、商工費のはうで、今回進出する倉庫の運営する団体のはうの立地奨励金、この奨励金の算出根拠をお尋ねします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、林業費のはうの伐倒関係ですか、こちらにつきましては小学校部分で、今回、学びの森公園内の伐倒駆除になりますけれども、29本の予定となってございます。あと中学校は、中学校の講堂側といいますか、あの松林がございますけれども、そちらのはうが16本、その伐倒駆除を行う予定となってございます。ごらんになっ

ていただくとわかるんですけれども、赤くなっている松を伐倒して駆除を行うというものでございます。

あともう一件、商工費ですね、企業立地奨励金の関係でございますが、企画財政の説明にもあったように、大衡工業団地のほうに今回進出します全農物流についての奨励金となりますけれども、用地取得費の20%が全体的な奨励金額ということになりますと、そのうちの25%分を28年度に交付するということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） まず、立地奨励金のほうなんですが、これまで大手企業なり、企業の進出に役立てるようないいことで、最大、億に近い金額を払っているわけなんですが、ただ、これまでこの奨励金を給付していながら残念な結果になった企業もないわけでありますので、この大手の企業だからこそ、奨励金を給付することで健全な運営になるとは思いますけれども、この辺の根拠等を改めてちょっとお尋ねしたわけであります。

それからあと、伐倒、伐採の小学校のほうも、役場周辺から見える範囲でも高所作業だったり、クレーン作業だったり、相当な大がかりな作業をしているのは見て受けましたが、今回、中学校の意図する部分は、伐倒をすることはもちろん、処理の仕方は当たり前というか、予防を防ぐ意味での伐倒なんでしょうけれども、あわせて植栽をするということは考えていないんですかね。これまでのやはりあの松林の景観が、学校周辺を装って飾っていたような景観ではあるんですけども、伐倒だけが進むことで間引きみたいな格好になる、あるいは今回伐倒する場所が、先般行われました中学校の奉仕作業でも手の入れようがない、雑木、竹林の足元が、学校の講堂の北側ですかね、あの辺が学校でも手を入れようがないというような処理もあるものですから、今回の作業でもし追加ができるようであればですよ、そういう処理もしながら学校周辺の環境に手を加えていただくことは可能か、ちょっとお尋ねします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 伐倒駆除の関係ですけれども、産業振興課サイドといたしましては、その伐倒をすると、駆除をするというところが目的でございまして、その被害が広がらないようにということでございます。

それで、今回伐倒する部分については、松くい虫の駆除ということで行いますので、産業振興課が行いますけれども、この底地、財産管理上については、小学校のほうは学びの森公園、公園敷地内となってございます。中学校のほうについても、学校敷地内というと

ころに入ってございますので、その辺は連携しながら、できるところは調整をしながら行っていきたいなというふうに思ってございますので、植林という形になってくると、またその管理上の内部的な調整が必要になってこようかなというふうに思ってございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） これまで、樹幹注入で木を保護するような作業も経過しながら、結果的に伐倒しなければならないというような処理をするんでしょうけれども、教育長も学校周辺の環境整備ということで、村と連携をしてという今説明でありますけれども、きょうび、N P Oだったりいろいろな諸団体がやはり植栽事業に力を入れている中、大衡村としても、これまでの植栽が経年劣化、あるいは樹幹注入なりで処理し切れないものが伐倒しなくてはならないような状況になってきているわけですから、緑を守るという意味で、今後その計画を連携をとつて事業推進をしていただくことをお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長でよろしいですか、公園で、財産管理。教育委員会、学校管理ということですか。（「こちらとあちら」の声あり） そうですか。こちらとあちらって、2人答弁できるわけないべ。

では、公園管理ということで、都市建設課長に答弁を求めたいというふうに思います。

都市建設課長（後藤広之君） 公園管理の植栽の部分につきましては、これまでわざかではございますが、助成事業の活用をいたしまして桜の植栽等々を行ってきております。ただいまご指摘受けたことを踏まえまして、現地等々の調査を行いながら検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） よろしいですか。石川 敏君。

1番（石川 敏君） 今回の補正予算、合計で1億九千九百幾ら、2億円近い追加の補正なんですけれども、その中で、歳入のほうで財調基金から7,000万円繰り入れて予算を組んでいますけれども、一般財源、歳入のほうで国庫支出金、それから27年度の繰越金ですか、それが大きな財源になっていますけれども、その次に基金からの繰り入れで1億九千九百幾らの予算を計上していますけれども、財調から7,000万円の基金を繰り入れないと補正予算を組めなかった要因というのはどういったところにあるものか。特別そういった財源の支出を要する、一般財源を要する事業が大きいものが出てきたからだと思うんですけれども、その辺の要因をまず伺いたいと思います。

それから、歳出のほうで、民生費の13ページ、児童保育費の保育対策総合支援事業費補助金100万円ということですけれども、この辺の詳細についてお伺いをします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）財政調整基金7,000万円、今回の部分で繰り入れという形で行っています。基金等の、調整交付金等々の充当事業もございますけれども、実際、歳出見合いで7,000万円という数字が出てきたわけでございます。ただ、その中に、例えば企業立地奨励金の中で、企業立地のほうの基金もございます。そちらのほうの財源充当もできたわけでございますけれども、一括して財政調整基金のほうで手当をしたというところでございます。

要因といたしましては、当然、一般財源の部分で大きくなっている、積み上げていった部分で、このぐらいの財調が必要になったというところでございます。以上でございます。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君）民生費補助金の保育対策総合支援事業費補助金についてご説明申し上げます。

これにつきましては、国の補助事業で保育業務システムをこども園が導入することに係る経費でございます。国が2分の1、県が4分の1、村が4分の1となっております。

このシステムの内容につきましては、保育士が園児の朝の登園、あるいは帰りの時間の管理、あと園の日誌の管理であるとか、そういう業務に係ります事務効率を図って、保育士の負担軽減を図るものでございます。

議長（細川運一君）石川敏君。

1番（石川敏君）まず、基金のほう、7,000万円。特にこの事業に財源としてということじゃないのかもしれませんけれども、全体的に一般財源を要する経費の中での基金から取り崩しということだと思いますけれども、かなり大きな金額でありますのでちょっと伺つたわけですけれども、当初で2億3,000万円、今回7,000万円の追加で3億円ですね。それで、今現在、7,000万円崩した後の残高はどの程度になっておるものか、お伺いします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）ちょっとお待ちください……、少々お待ちください。

大変失礼しました。今現在ですけれども、7,000万円を今引かない、当然引かない部分で、今現在高は10億……（「引いた後で」の声あり）引いた後ですか。

大変失礼しました。7,000万円を引いた後でございますけれども、9億6,243万1,000円になります。9億6,243万1,000円でございます。

議長（細川運一君）石川敏君。

1番（石川 敏君） 今回の補正で減額しても9億6,000万円ほどということのようですがけれども、やっぱり財調基金、年度途中でそういう急な支出が出てくれば、当然取り崩しする必要は出てくるかと思いますけれども、当初予算で充当先はある程度予定されておると思うんですけども、やはり計画的な財政運営をしないと、9億円あるからということじゃなくて、やっぱり計画的な運用を図るべきであろうというふうに思いますけれども、28年度以降もそのような取り組みをやっていただければと思うんですけれども。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 当然ですね、この基金残高があるから当然取り崩すというわけではございません。極力ですね、いわゆる財調もそうです、減債もそうなんです、減債基金もそうなんですけれども、極力取り崩さないような財政運営を当然行っていきたいというふうに思ってございます。

ただ、あと当然、決算積み立てで8,000万円の、ことしで言えば8,000万円ですかね、決算積み立てのほうは積み立ててございますので、そういった部分で極力、歳出抑制というわけではないんですけども、そういった部分で削減というか、そういった部分に努めていきたいというふうには思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 15ページの農地費の大鮒用排水路整備事業について質問いたします。

今回は設計業務ということで委託されているようありますけれども、いずれ多分これは新規事業だと思うんですけども、その工事概要ですか。どのような、わかる範囲でいいんですけども、工事概要、あとは延長的なもの、わかるのであれば教えていただきたいなと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 大鮒用排水路関係でございますけれども、まず延長につきましては720メートルの予定となってございます。それで、始まりといいますか大鮒ため池というのがございまして、そこから奥田の台地区ですか、そういったところの荒屋敷川までの区間となります。その間に東北縦貫自動車道がありまして、そこを越えまして出てくるということになっています。一部、東北縦貫自動車道に沿って用水路があるところについては、コンクリート構造物が入っているところもあるんですけども、縦貫道路から流れてくる雨水とかそういうものがあふれるような状態にもなってございまして、それ以外のところについては全部土側溝なものですから、そちらを全部竣工していくという計画で今

のところございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 今の課長の話ですと、今の現況が土水路だということで、これを簡単に言えば、土水路を整備するという目的なんですね。これは今から、今回が設計業務、設計のほうなんでしょうけれども、あといづれ用地買収とか工事に入るわけですけれども、その工程的なもの、もしわかるのであれば教えていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 総合計画の実施計画上は、これは29年度から32年度ということで計画されている路線でございます。今回、防衛の調整交付金のほうの手当がついたということで、前倒しをして設計のほうに入っていきたいということでございまして、今年度に実施設計をして、来年度、29年度に用地買収、その後に工事という形の流れを予定してございます。ただ、交付金等のその予算等の配分関係について、現在確約できるものがあるということではございませんので、それらの交付金等のつき方によってその辺の調整が出てくるのかなというふうに思ってございます。

なお、大鮒ということで、今回実施設計の予算を組んでいますけれども、西沢用排水路のほうも今現在動いているところでございまして、ただ、西沢ため池の県の補償工事事務所の工事のほうとあわせた形であちらのほうは動かすということになってございますので、そちらの進行状況によって、こちらの大鮒のほうとの調整といったものも出てくる可能性がございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 最後に、多分、水路改修ですから二次製品を使うのかなと思うんですけれども、どのぐらいの大きさの、多分フリュームだと思うんですけども、大きさになるんでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それは、設計してみないと何とも言えないところでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 2点あります。

まず一つは、総務管理費の中の企画費、補正予算が4,753万4,000円の詳細をもう一度教えていただきたいことが一つ。

あと、要望なんですが、先ほど消防の靴の話が出ました。できることであれば買う前に、

分団あるいは消防団員にサンプル提供していただいて履かせてもらわないと、かなり団員から足が痛いというクレームが多かったものですから、できることであれば何点かのサンプルを提供していただいて、履かせてもらいたいなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その点につきましては、今後相談させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 企画費の4,753万4,000円の増ということでございますが、先ほど都市建設課長等々もご説明申し上げましたとおり、いわゆる防衛施設周辺整備事業の基金事業への積立金がほとんどでございまして、5万円というのがございますが、これはいわゆるBDF、バイオディーゼル燃料の補助金分を計上しているものでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 基金積み立てだろうなというのは理解しているんですけども、その前の演習場の周辺整備対策費、これはどういったようなことを考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。（「同じ」の声あり）同じ基金でいいの。もうちょっと詳しく知りたいので。（「積み立てだって」の声あり）それじゃだめなんですか。

議長（細川運一君） 一括で質問しておりますので、それに付随する質問があれば、お受けしたいと思いますけれども。

3番（早坂豊弘君） では、後でちょっと聞きます。いいです。

議長（細川運一君） よろしいですか。（「いいです」の声あり）

小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 何点かあったんですが、皆さんお聞きいたしましたので、1点だけ残つていきましたので、その点についてお伺いします。

13ページ、障害者福祉費の障害者地域活動支援センター管理費の詳細をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君） 障害者福祉費の補正の内容でございます。

障害者地域活動支援センターの管理費として、161万6,000円ほど計上させていただいております。その内訳として、需用費の16万8,000円の修繕料でございますが、これにつき

ましては、地域活動支援センター内の、現在、にこにこ保育園として保育室をお借りしているというようなことで、この保育室の扉の子供の指挟み防止の対応をしたいということでの補正でございます。

工事請負費の144万8,000円でございますが、これにつきましては、活動支援センターの入り口の外側、右側に、旧保育園の調理室の外側になっておりますけれども、ここに従来のグリストラップ、油の分離槽であります、これがございまして、このふたが壊れたということで、このグリストラップにつきましては更新することなく撤去して、ふたも更新するというようなことの工事を計画しております。

あともう一点、これにあわせまして、センターの西側といいますか、外側に升のふたがちょっと段差がある部分がありますので、それらを舗装をして、その段差解消をしたいというような内容で計画してございます。以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） にこにこ保育園にも今度、小さい子供たちも預かるようになりましたので、今、16万8,000円については指挟み防止ということでお話がありましたけれども、やっぱり最善を尽くすような形でこれからも、小さな子供たちの保育についてもですし、障害者の放課後保育ですね、子供たちの保育事業に当たっても、やはり最善の安全を期して努めていただきたいと思いますので、今さまざまな修繕箇所も、段差防止とかさまざまのことのお話がございましたけれども、今後もそういうようなことの、やはり小さなことでも見つけたときには、このような形でいろいろな事業をしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文弘君） ご指摘のように、そのように対応していきたいと思っております。
よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 林業振興費の中の実施隊の報酬が5万7,000円と上がっていますけれども、これはどのように今から使おうとしているのか、まずお聞きしたいということ、一つです。

それから、もう一つは、狩猟免許等の取得、それから更新費用の補助ということで7万円というのが上がっていますけれども、これの内訳をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先ほども佐々木春樹議員のほうから、農地・水保全会のほうの返還金ですね、そのことについて質問があったんですけども、事業がなかなかできないということで返還するというところも出てきているという話ですけれども、私、実は前に、その事業内容

を少し見直すことはできないかということで職員とお話ししたことありますけれども、国の方針がどうしてもこれでだめなんだということで、できかねているというのが一つあります。

それは、どういうことかといいますと、今、さっき大鮒のお話が出ましたけれども、ああいう補助金を使って大々的に大きく水路を直すと。土側溝のところをU字溝なり、あるいはコンクリートで直すという、そういう大々的な事業をしていますけれども、そこから外れたところがあるんですよね。その外れたところが、まだいまだに土側溝でいると。そこに、道路工事などで出てきた発生材をいただきて、その発生材を土側溝に入れたいと、自分たちで入れたいという方々がおるわけなんです。それが農地・水保全会のほうでやれないとということで、私、質問したことあるわけなんですけれども、それがなかなか認めてももらえないということで、いまだに手をつけないでいるというのが今現状なんですね。

その辺について、どのようなお考えなのか、まずお聞きしたいということです。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、報酬の5万7,000円でございますけれども、これにつきましては21名で隊の発足をまずしようということで、報酬の条例のほうの改正で認めていただきました。それで、10月1日からということになりますので、年報酬は半分なのでということで5万7,000円の枠をとっているということでございます。

あと、狩猟免許の取得・更新等についての7万円ということでございますけれども、こちらにつきましては当初15名分の枠をとっておりまして、その補助をしようということで計画してございました。その中で1人希望者がふえましたということと、あとは銃の免許ですね、そちらのほうの取得についても今回試験を受けてという方がいらっしゃいましたので、その分について足りなくなるということでございますので今回補正をしたということでございます。

あと、農地維持活動関係の事業の内容についてなんですけれども、農地維持活動の中でも、保全管理の部分で大衡村の活動組織というのは取り組んでございまして、資源を長寿命化するとか、新たなものを入れるとか、そういったものについてはまた別なメニューになってしまいます。それで、発生材か何かを持ってきて、そういったものについて側溝の敷設を自分たちでできないかというようなお話でございますけれども、まるっきりできないということではないんですが、通常の草刈りとか、泥上げとか、そういったところで通常の支払う賃金がございますけれども、そういったものを支払わないでといいますか、

その分をストックして、その余った分でそこの作業代のほうに振り向けるというようなことができるというふうにはなっていますけれども、それも全体の事業の中から見て3割以内とかいろいろと規制がありますので、こういったやり方でどのぐらいのお金がかかってというのを具体にちょっとご相談していただいて、それについて補助の対象になるのかどうかというのを県のほうと確認しながらやっていかないと、後から「これはやっぱりだめでした」となってしまいますと、その分についてまた返還といいますか、そういったことが出てきますので、それはその都度の確認をさせていただきながらやっていきたいというふうに思ってございます。以上です。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 今、説明の中で、更新費というのが出てこなかったんですね。16名になったということなんですねけれども、ここに更新費の補助金と書いてありますけれども、その更新費というのは何のことを指すのか、その辺まずもう一回お聞きしたいということです。

それからあと、農地・水関係なんですけれども、やはり今お話をありましたけれども、その手続というのがなかなか難しいようでございますし、また我々ではとてもできるような代物でもないというような、農家の人たちのことでやれそうなものでもないと。やっぱりそこはこの役場庁舎の中で指導していただいて、そしてまたそれを県のほうに持つていってというふうになると思うんですけれども、その辺の話し合いというものをやはり、こちらから要望したときにはそれに応えていただきたいというふうに思いますけれども、その辺はどのように考えますか、お聞きします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） まず、狩猟免許の取得・更新ということで今回書いてございますけれども、これは補助のメニューの名前がこうなってございまして、更新という方は今回の中にはいらっしゃいませんので、今回は取得ということになります。

あと、先ほどの側溝の敷設等で、村で行うとかそういった公共事業ではなくて、自分たちの中で、交付金の中でやっていきたいよというようなお話ですね。そういうものについては、うちのほうでもいろいろとお話は地区のほうからは聞いています。それで、そういうものをしようとして、今の農地維持支払の交付金ではなくて、資源向上支払というまた別なほうの交付金になってまいりまして、そのときには農家だけの組織ではダメだよとかそういう制限が出てきたりしますので、どういったことをどの程度の規模で誰がやるのかとか、そういうところをご相談していただきて確認しながらやっていかないと、先

ほど言ったように後からチェックされて、「これは違うんじゃないの」となってしまいま
すと返還がまた生じるということになってしまいますので、その辺について具体的な相談を
していただければなというふうに思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） 農家の皆さんから言わせますと、とてもそういう、面倒くさくてとてもや
ってられないというようなね、そういうような関係になってくるんですよ、そうなってき
ますとね。もう少し簡潔にできないのかなというふうに私たちはいつも思うんです。特に、
この事業をやろうとしている人なんかも、「ああ、そんでは、俺、嫌だわ」と、もう投げ
出すような状況なんですね。だから、もう少し簡単にできるように、県のほう、まあ、
県のほうは県のほうで国からのあれですから、それに倣ってやるんでしょうから、ですか
らそんなに難しくなるんだと思いますけれども、もう少し優しく、優しくですね、難しく
ないように、簡単にできるような方法を農家の皆さんにお伝えできればいいと思うんで
けれども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（斎藤 浩君） まさにそのとおりでございまして、農政局の方が役場のほうにい
らっしゃることもございまして、その際にもこの使い道といいますか、そういったものに
ついてもうちょっと自由度を上げてもらえないのかというお話はさせていただいています。
例えば、面積によって3,000円というお金が来るので、そのお金を使って、協定している、
管理するといっている地域の農地をみんなで守っているということであればどういう使
い方をしてもいいような制度にはできないんでしょうかということを申し上げてはいるんで
すけれども、やはりなかなか「はい、きた」というわけにはいかないみたいで、今の制度
の中でちょっとその辺は対応していただくことになりますということを言われています。

私も農家ですので、そういった活動にも一応出ていますので、確かに本当に自由に使
えればこんなにいいことはないなと思っていますので、またそういったお話がありますよと
いうことをお伝えしたいなというふうには思います。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

午後2時59分 休憩

午後3時10分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第56号 平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第56号、平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第56号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,679万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目繰越金599万2,000円の増でございます。平成27年度からの繰越金1,299万2,298円による補正でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

11款1項3目償還金30万8,000円の増でございます。こちらも27年度退職者医療療養給付費等交付金の返還金でございます。

続きまして、12款1項1目予備費でございます。568万4,000円の増でございますが、こ

ちらは財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第57号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第18、議案第57号、下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第57号別紙でご説明申し上げます。

平成28年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入補正予算」による。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について。4款1項1目一般会計繰入金708万5,000円の減、これと次の5款1項1目繰越金708万5,000円の増は、平成27年度からの繰越金確定に伴う補正となります。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第19、議案第58号、平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長長。

健康福祉課長（残間文弘君） 議案第58号別紙でご説明申し上げます。

平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての定めでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,902万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,102万8,000円とする。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。まず、歳入でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、2節過年度分でございます。これにつきましては、平成27年度分の精算による追加分でございます。

9款1項1目繰越金2,645万5,000円、これは前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。7ページをごらんください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費1,435万6,000円、これにつきましては、19節の負担金、補助及び交付金で、4月から6月までの給付実績による給付見込み額で不足分を補正するものでございます。

3款2項5目任意事業費1万7,000円、12節役務費、通信運搬費でございます。

次のページをお開きください。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金271万8,000円、これにつきましては、介護給付費準備基金への積立金で、介護保険料相当分の積み立てでございます。

6款1項2目償還金222万6,000円、これにつきましては、国庫補助金の返還金、県補助金の返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金、平成27年度精算によります一般会計への戻し入れ分でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第59号 平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第20、議案第59号、平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第59号別紙でご説明申し上げます。

平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 岁入補正予算」によるものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について。4款1項1目一般会計繰入金142万1,000円の減と、次の5款1項1目繰越金142万1,000円の増につきましては、平成27年度からの繰越金確定に伴う補正となります。

説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

り) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第60号 平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第21、議案第60号、平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 議案第60号別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,988万9,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

歳入でございます。4款1項1目繰越金74万6,000円の増、前年度からの繰越金74万7,451円による補正でございます。

続きまして、7ページでございます。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金73万9,000円の増でございます。こちらは、出納整理期間中に納付のあった保険料分でございます。

続きまして、3款2項1目一般会計繰出金7,000円の増、こちらは調整分でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第61号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第22、議案第61号、平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第61号別紙でご説明申し上げます。1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,402万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正について定めたものでございます。

続きまして、4ページ、第2表をごらんいただきたいと思います。

第2表、地方債の補正についての変更といたしまして、一般会計借入金、補正前の限度額4,503万5,000円に対しまして128万円を増額し、限度額を4,631万5,000円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをごらんいただきたいと思います。

歳入について。

3款1項1目、2節の一般会計借入金128万円の増です。こちらは、歳出の事業管理費増額分に伴う補正となります。

4款1項1目、1節の繰越金14万1,000円の増です。平成27年度からの繰越額確定に伴う補正となります。

続きまして、歳出について。8ページをごらんいただきたいと思います。

2款1項1目塩浪地区造成事業費128万円の増額につきましては、塩浪団地販売に向けての事前PRに向けての経費となります。内訳といたしまして、11節需用費28万円の増、こちらは販売PR用の横断幕作成といたしまして18万円、販売PR用のポスター・チラシ作成といたしまして10万円を補正するものでございます。その下、15節工事請負費100万円の増です。こちらも販売PR用の看板設置工事費となります。

3款1項1目予備費14万1,000円の増です。こちらは、繰越額確定に伴う財源調整となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 塩浪住宅団地の、やっと第一歩目、PRが始まるのかなというふうに思います。当初より完了完成期間が8カ月延びての現在の進捗状況、きょうのような天候状態でまた足踏みされるような要素も出てきているわけでありますが、今説明にありました横断幕、あわせてチラシ、こういった構成内容、あるいは横断幕のデザイン、どういったものを検討されているのかお尋ねをいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、消耗品費18万円につきましては、横断幕ということで大きさが縦が60センチ、横が3メートルのものを2枚ほど作成を計画しております。それと、縦が120センチ、横が7メートル20センチのものも2枚作成する予定としております。デザイン等につきましては、これからいろいろ検討という形になりますが、設置場所につきましては、役場周辺並びに役場北側の県道の横断歩道橋等々でPRをしていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 役場周辺に設置ということで、60掛ける300の幕だったり、それなりの大きさのものだと思いますが、この周知する意味でのこういうような物的な消耗品、あと一緒に同時発信していただきたい媒体の、今で言うネットなり広告、こういった企業というか、一般の近隣の住宅団地ですといろいろなハウスメーカーと連携したり、シェアしながら広告を広めてもらうという広告の方法もあろうかと思うんですが、今回の説明の部分には目に見える部分の説明だけだと思うんですが、デザインというのはそういう業界の方に委託するのか、あるいは自分たちだけの演出でデザインを企画しているものものなのか、

改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） デザインにつきましては、こういったPRをしたいという考え方のものを専門の業者さんにお示しをして、原案といいますか、そういったものを作成していただきながらやりとりをして、まとめていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） まず、幕等々は理解はできますが、紙ベースのほうのチラシというものですね。こういうチラシはあくまでも役場窓口で配布するものなのか、それなりの広告的な手段として何か構想としては考えていらっしゃるのか、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 印刷製本費10万円につきましては、A1判のポスターとA4サイズのチラシのほうの作成を考えておりまして、まずポスターにつきましては、公共施設はもちろんですが、ハウスメーカー等々への掲示、あるいは集客施設等々への掲示についても協力を求めていきたいというふうに考えております。

あと、チラシにつきましても、公共施設等でのPR、今後お祭り等でのPRもそうなんですが、それに加えまして工業団地内の企業さんへの掲示等々についても協力を求めていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 今、事前PRということでご説明ありましたけれども、私もぜひ、ネットを利用したPRも含めていただきたいなど。例えば、「住宅」というふうに入れた場合に、すぐヒットして上のほうで検索できるような工夫とかできるはずなので、また「大衡村」と検索した場合に、そういう団地がこれからできるというふうなところでPRできる、また村のホームページにもそういう部分、どんどんやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、ネットでのPRにつきましても、現在、村のホームページのほうで、トップページのほうでわかりやすくバナーのほうを掲載して、見ていただけるような形を今進めているところです。

あと、今お話ありました、検索方法によってヒットしやすい方法というのもいろいろちょっと確認させていただいて、関係課等といろいろ調整させていただいて、できるだけそ

のような方向で促進が図れるように努めたいと思います。

議長（細川運一君）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 報告第3号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君）日程第23、報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）それでは、議案書32ページをごらんいただきたいと思います。

報告第3号別紙にてご説明申し上げます。

報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに、同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

まず、第1の健全化判断比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくものでございます。中ほどでございます。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率、いずれにつきましても赤字になっていないため、数値にはあらわれていないものでございます。実質公債費比率9.5%、将来負担比率、これにつきましても将来負担が発生しないため、数値にはあらわれていないものでございます。

次に、2の資金不足比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第22条によるものでございます。4事業ほどございます。まず、法適用の水道事業、法非適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、法非適用宅地造成事業会計、この4会計でございますけれども、いずれの会計につきましても資金不足に該当しないため、数値にはあらわれていないところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から、平成27年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは最初に、平成27年度普通会計財政健全化審査意見書を申し上げます。

審査の方法でございますが、この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2番目に審査結果、（1）の総合意見でございますが、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）番の個別意見でございますが、①の実質赤字比率、②の連結実質赤字比率、④の将来負担比率について、実質赤字になっておらず、良好と認められる。③の実質公債費比率について、平成27年度の実質公債費比率は9.5%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、良好であると認める。

（3）でございますが、是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、平成27年度地方公営企業会計経営健全化審査意見書でございます。

1の審査の方法でございますが、この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2の審査結果、（1）の総合意見、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）の個別意見、資金不足比率について、水道事業会計、下水道事業会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、宅地造成事業特別会計について、平成27年度の資金不足はなかった。

（3）の是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告申し上げます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を終わります。

- 日程第24 議案第62号 平成27年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第63号 平成27年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議案第64号 平成27年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第65号 平成27年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議案第66号 平成27年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第67号 平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議案第68号 平成27年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第69号 平成27年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。

日程第24、議案第62号、平成27年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第63号、平成27年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、議案第64号、平成27年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、議案第65号、平成27年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、議案第66号、平成27年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、議案第67号、平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、議案第68号、平成27年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、議案第69号、平成27年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上8件は会議規則第36条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第24、議案第62号から日程第31、

議案第69号までの8件は一括議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみ、簡潔に説明をお願いを申し上げます。

企画財政課長、一般会計、説明願います。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、一般会計についてご説明申し上げます。

決算書の1ページ、2ページをうらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款の村税、1項の村民税から5項の特別土地保有税まで、合わせまして予算現額13億9,981万7,000円、調定額15億5,818万992円、収入済額14億7,899万9,136円、収入未済額7,918万1,856円、記載の4税目分でございます。

2款地方譲与税、1項の地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、合わせまして予算現額4,333万5,000円、調定額並びに収入済額、同額で4,333万5,000円でございます。

3款1項利子割交付金、予算現額並びに調定額、収入済額、いずれも同額でございまして、71万1,000円でございます。

4款1項配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額、いずれも同額でございます。161万3,000円でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、これにつきましても同額で、166万6,000円でございます。

6款1項地方消費税交付金、これにつきましても同額でございます。1億3,626万1,000円でございます。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,646万円、調定額並びに収入済額、同額でございます。1,733万7,580円。

8款1項自動車取得税交付金、これも予算現額、調定額、収入済額、同額でございまして、1,039万7,000円でございます。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、これにつきましても同額でございます。2,820万5,000円でございます。

10款1項地方特例交付金、これにつきましても同額でございます。425万円でございます。

11款 1 項地方交付税、これにつきましても同額でございまして、9億7,861万3,000円でございます。

12款 1 項交通安全対策特別交付金、予算現額が150万円、調定額、収入済額が同額でございまして、161万7,000円でございます。

13款の分担金及び負担金、1項の負担金、2項の分担金、合わせて予算現額が152万9,000円、調定額が173万5,175円、収入済額が143万1,975円、30万3,200円の収入未済額でございます。これにつきましては、保育料分でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。3ページ、4ページになります。

14款使用料及び手数料、1項の使用料、2項手数料、合わせまして予算現額9,015万4,000円、調定額が9,365万4,939円、収入済額が9,144万1,481円、221万3,458円の収入未済となっております。住宅使用料分でございます。

15款国庫支出金、1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで、合わせまして予算現額が5億7,325万9,000円、調定額が5億7,419万3,942円、収入済額が5億3,727万1,942円、3,692万2,000円の収入未済となっております。これにつきましては、繰越明許分でございまして、公共土木施設の災害復旧事業分及びコンピューター管理に係る総務省からの補助金分等でございます。

16款県支出金、1項の県負担金から3項の県委託金まで、合わせまして予算現額が2億9,908万円、調定額2億6,822万7,366円、収入済額が2億3,816万3,937円、3,006万3,432円の収入未済となっております。これも繰越明許分でございまして、公共土木施設の災害復旧事業分でございます。

17款財産収入、1項の財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして予算現額が9,833万3,000円、調定額、収入済額、同額でございまして、9,954万6,779円でございます。

18款寄附金、1項の寄附金でございます。予算現額253万8,000円、調定額並びに収入済額が同額でございまして、263万8,000円でございます。

19款繰入金、1項の特別会計繰入金、2項の基金繰入金、合わせまして予算現額5億6,328万7,000円、調定額、収入済額、同額で4億2,000万7,627円でございます。

20款繰越金、1項の繰越金、予算現額が9,832万2,000円、調定額、収入済額、同額でございまして、9,832万2,784円でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料から4項の雑入まで、合わせまして予算現額が8,094万9,000円、調定額が9,024万7,484円、収入済額が8,959万8,237円、収入未済額が

64万9,247円でございます。給食費の分でございます。

22款 1項村債、予算現額が3億2,510万円、調定額、収入済額が同額で3億610万円でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額が47億5,537万9,000円、調定額が47億3,686万668円、収入済額が45億8,752万7,475円、予算に対する執行率は96.47%となってございます。収入未済額が1億4,933万3,193円、この中には繰越明許分が含まれてございまして、その分を除きますと8,204万4,561円となるものでございます。

次のページ、5、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳出を説明させていただきたいと思います。

1款 1項議会費、予算現額が8,762万7,000円、支出済額が8,650万3,392円でございます。

2款総務費、1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合わせまして予算現額が7億3,194万7,000円、支出済額が6億8,613万6,869円、翌年度繰越額が1,298万円となっております。繰越明許1件分でございます。

3款民生費、1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合わせまして予算現額が7億7,462万2,000円、支出済額が7億6,558万5,260円、翌年度繰越額が500万7,000円となっております。同じく繰越明許1件分でございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合わせまして予算現額4億1,485万6,000円、支出済額が4億928万9,560円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、合わせまして予算現額が1億473万8,000円、支出済額が9,989万1,241円でございます。

6款商工費、1項の商工費でございます。予算現額1億9,344万5,000円、支出済額が1億8,855万6,839円でございます。

7款土木費、1項の土木管理費から5項の住宅費、合わせまして予算現額が8億7,183万9,000円、支出済額7億4,184万4,124円、翌年度繰越額が1億505万円となってございます。繰越明許3件分でございます。

8款消防費、次のページをごらんになっていただきたいと思います。1項の消防費、予算現額が1億3,303万3,000円、支出済額が1億2,907万7,204円でございます。

9款教育費、1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、合わせまして予算現額が4億9,303万8,000円、支出済額が4億8,238万573円でございます。

10款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合わせまし

て予算現額が4億1,208万2,000円、支出済額が2億2,623万641円、翌年度繰越額が1億8,358万2,000円でございます。繰越明許分3件分でございます。

11款1項公債費、予算現額3億4,920万4,000円、支出済額が3億4,416万5,490円でございます。

12款諸支出金につきましては、予算現額1億7,903万1,000円、支出済額が1億7,903万円でございます。

13款予備費991万7,000円で、支出はございません。

歳出合計でございます。予算現額が47億5,537万9,000円、支出済額が43億3,869万1,193円、予算に対する執行率については91.24%でございます。翌年度繰越額3億661万9,000円、繰越明許分8件分でございます。

歳入歳出差引残額2億4,883万6,282円となってございます。このうち、基金繰り入れといたしまして8,000万円を繰り入れしているところでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきました。よろしくお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 住民生活課長、国保、後期高齢会計、説明願います。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、決算書の113ページ、114ページをお開き願います。

国保会計からご説明申し上げます。

一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額が6億2,257万1,000円に対し、調定額が6億6,560万3,661円、収入済額が6億3,541万5,566円で収入未済額は3,018万8,095円でございます。予算の執行率は102.1%、前年度比7,323万5,807円の増となっております。

続きまして、117、118ページをお開き願います。

歳出合計につきましては、予算現額6億2,257万1,000円に対し、支出済額が5億9,942万3,268円、不用額は2,314万7,732円でございます。予算の執行率は96.3%、前年度比7,148万6,570円の増となっております。

歳入歳出予算の差し引きは3,599万2,298円となり、そのうち基金繰入金は2,300万円でございます。

歳入歳出明細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、123ページ、124ページをお開き願います。

歳入についてでございます。

1款国民健康保険税でございますが、調定額1億5,144万5,260円に対し、収入済額1億

2,125万7,165円で収納率は80.1%となり、前年度に比べ0.2%の増となっております。

続きまして、3款1項1目療養給付費等負担金につきましては、前年度比1,954万50円の減の1億255万8,196円。

2目高額医療費共同事業負担金233万7,361円、こちらはレセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、4分の1交付されるものでございます。

続きまして、125、126ページをお開き願います。

3目特定健康診査等負担金117万9,000円、特定健診等に要する費用の3分の1が交付されるものでございますが、27年度につきましては、各保険者からの交付申請額が国の予算を超えたため、交付申請額の98%が交付されております。

続きまして、2項1目財政調整交付金は、前年度比926万円の減で4,803万3,000円が交付されております。

4款前期高齢者交付金8,187万1,210円、こちらは65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の調整による交付でございます。

5款県支出金でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金並びに2項特定健康診査等負担金につきましては、3款の国庫支出金と同様の趣旨で同額の交付されるものでございますが、特定健康診査等負担金につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、27年度につきましては国庫支出金と差が生じてございます。

2項1目県財政調整交付金3,591万5,000円につきましては、財政の安定化を図るための1号交付金、その他事情に対し2号交付金として交付されるものでございます。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金1,942万1,072円、こちらはレセプト1件当たり80万円を超えるものが対象で、80万円を超える部分の100分の59が交付されるものでございます。

次のページ、127、128ページをお開き願います。

2目保険財政共同安定化事業交付金1億3,753万2,533円、前年度比9,125万2,629円の増となってございますが、27年度より全てのレセプトが対象となり、80万円までに対し100分の59が交付されるものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金4,163万883円、こちらにつきましては一般会計からの国保会計への繰り出し基準に基づく繰り入れでございます。1節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税軽減分が1,656万1,470円、また低所得者を多く抱える市町村に支援する保険者支援分として978万8,413円でございます。2節職員給与費等繰入金1,250万

8,000円につきましては、職員1名分の人物費、事務費及び徴税費に係る繰り入れでございます。3節助産費繰入金は、出産育児一時金に対する費用の3分の2を繰り入れるものでございます。4節その他一般会計繰入金は、乳幼児医療費助成事業運営強化分として県補助金と同額を繰り入れてございます。5節財政安定化支援事業繰入金108万2,000円でございますが、保険財政の健全化及び低所得・高齢者層の割合が高いなどの財政事情に対する繰り入れでございます。

2項1目基金繰入金2,500万円の基金取り崩しを行っております。

9款繰越金1,224万3,061円、前年度繰越金でございます。

次のページ、129、130ページをお開き願います。

10款3項1目一般被保険者第三者納付金65万4,510円、交通事故による求償事務委任を行い、納付されたものでございます。

4目雑入30万7,546円でございますが、医療機関による不正不当請求等による診療報酬の返還分でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

131、132ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費1,101万6,375円は、職員1名分の人物費並びに事務費のほか、主なものといたしましては、13節委託料112万2,005円でございますが、国保情報データベースのソフトウェアの保守料が主なものでございます。

2目連合会負担金は、国保連合会への運営費に対する村の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費114万6,556円、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷、郵便料、計算料などの費用でございます。

2目徴税奨励費215万993円は、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

3項1目運営協議会費8万9,600円は、国保運営協議会の運営に要する費用であります、委員6名の日額報酬及び費用弁償が主なものでございます。

次のページ、133、134ページをお開き願います。

2款1項療養諸費2億9,972万1,980円、前年度比1,347万3,314円の増。

2項高額療養費3,302万4,287円、前年度比94万3,780円の減となっておりますが、こちらは医療費の自己負担が高額になり、限度額を超えた部分が支給されるものでございます。

3項1目出産育児一時金252万円、1件当たり42万円の出産育児一時金の支払いになり

ますが、27年度は6件でございました。

4項1目葬祭費25万円、国保の被保険者が死亡され、葬祭をとり行った方へ1件当たり5万円を支給するもので、5件分を支給しております。

次のページ、135、136ページをお開き願います。

3款後期高齢者支援金7,128万3,569円、こちらは後期高齢者医療制度における支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出したものでございます。

4款前期高齢者納付金等4万7,362円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者に係る保険者間の医療費負担を調整するための納付金を支払基金に拠出したものでございます。

5款老人保健拠出金2,688円は、平成20年3月に廃止された老人保健制度に係る精算事務に対する拠出金でございます。

6款介護納付金3,127万9,939円、こちらは40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページ、137、138ページをお開き願います。

7款共同事業拠出金1億3,346万1,248円、前年度比7,569万7,754円の増、高額な医療費が発生した市町村に給付される高額医療費共同事業並びに保険財政共同安定化事業を運営するために国保連合会に拠出したものでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費844万2,763円は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査、特定保健指導に要した費用であります。主なものは、13節の委託料618万3,635円、特定健診業務に係る委託料でございます。

2項1目保健事業費194万6,821円、医療費適正化事業等の経費で、主なものとしましては、7節賃金100万8,000円でレセプト点検員の賃金。

次のページ、139、140ページをお開きいただきまして、13節委託料63万1,828円は医療費通知、ジェネリック差額通知、健診結果説明会、脳ドックの委託料などでございます。

9款基金積立金21万2,000円、国保財政調整基金の利息相当分の積み立てでございます。

11款諸支出金428万3,766円につきましては、国庫負担金の返還金及び療養給付費交付金などの返還金であります。

国保につきましては、以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計のほうのご説明をさせていただきます。

決算書の205、206ページをお開き願います。

歳入合計は、予算現額4,708万円に対し、調定額4,748万1,551円、収入済額4,727万6,051円、収入未済額20万5,500円となり、予算の執行率は100.4%でございます。

次のページ、207、208ページをお開き願います。

歳出合計の予算現額につきましては、歳入と同額でありまして、支出済額4,652万8,600円となり、不用額55万1,400円でございます。予算の執行率は98.8%であります。

歳入歳出差引残額は、74万7,451円でございます。

歳入歳出明細につきましては、事項別明細でご説明申し上げます。213ページ、214ページをお開き願います。

1款後期高齢者医療保険料2,594万4,500円、1目特別徴収保険料については、収納率100%となっております。

2目普通徴収保険料につきましては、収納率98.1%となり、収入未済額が20万5,550円となっております。

3款1項1目事務費繰入金543万6,989円につきましては、職員1名分の人事費及び事務費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

2目の保険基盤安定繰入金1,485万9,011円、低所得者に係る軽減分及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰入金でございます。

4款繰越金は、前年度の歳入歳出差引残額の繰り越しでございます。

続きまして、歳出でございます。

217、218ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費439万8,209円、こちらは職員1名分の人事費及び事務費でございます。

2項1目徴収費101万1,137円、8節報償費22万8,213円は納税貯蓄組合への奨励金、11節需用費50万2,053円は印刷製本費で帳票等の印刷代、12節役務費20万9,689円は郵便料などが主なものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,095万4,811円、後期高齢者保険料並びに一般会計繰り入れの保険基盤安定繰入金、広域連合への納付でございます。

次のページ、219、220ページをお開き願います。

3款2項1目一般会計繰出金16万4,443円は、繰越金調整分でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長、下水道、戸別合併、宅地造成、水道会計、説明願います。

都市建設課長（後藤広之君） 決算書の143ページ、144ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業会計についてです。

歳入合計が、予算額2億8,086万8,000円に対しまして2億8,825万5,420円、収入済額2億8,603万8,941円となっておりまして、収入未済額が221万6,479円となっております。前年度比2.2%増となっております。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計、予算額2億8,086万8,000円に対しまして、支出済額2億7,845万2,966円となっておりまして、不用額が241万5,034円、前年比1.5%増、執行率が99.1%となっております。

続きまして、151ページからの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入について。

1款1項1目下水道事業負担金、調定額269万7,447円に対しまして159万2,907円、収入未済額が110万4,540円となっておりまして、こちらにつきましては1節公共下水道費受益者負担金の過年度分となっております。主なものといたしまして、3節の工事負担金、こちらが関東・東北豪雨で被災を受けました糸縄ポンプ場に係る災害復旧に係る大和町からの負担金となっております。

次に、2款1項1目下水道使用料9,708万5,296円です。こちらは対前年度比29%増、収納率が98.9%となっております。

2項1目手数料17万6,000円です。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目下水道事業国庫補助金、1節公共下水道費補助金545万4,000円です。こちらは、座府マンホールポンプ場の長寿命化工事並びに下水道事業の計画変更等の策定業務に係る国庫補助金となっております。2節災害復旧土木費補助金824万円、こちらは災害復旧に係る補助金となっております。

次に、4款1項1目一般会計繰入金1億5,504万8,000円です。

次に、5款1項1目繰越金といたしまして、533万7,911円。

次に、6款1項1目雑入といたしまして、10万4,827円となっております。

次に、7款1項、次のページにかけまして、1目下水道事業債、1節特定環境保全公共下水道事業債170万円です。こちらは座府マンホールポンプ場の補助裏に充当したもので

ございます。2節流域下水道事業債820万円、こちらは流域下水道の建設負担金に充当したものでございます。

2目災害復旧事業債310万円、こちらは災害復旧事業の補助金の裏に充当したものでございます。

次に、歳出について。

次のページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目総務管理費5,924万3,390円、前年度比27%の増となっております。主なものといたしまして、19節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては主なものといたしまして吉田川流域下水道維持管理負担金となっておりまして、4,718万7,940円となっております。

次に、2目管渠管理費2,447万2,327円です。こちらは污水管55キロメートル、雨水管8キロメートル、加えましてマンホールポンプ場13カ所に係る維持管理に係る経費となっております。主なものといたしまして、13節委託料につきましてはマンホールポンプ場の維持管理委託料並びに水質検査委託料となっております。15節工事請負費1,231万2,000円につきましては、関東・東北豪雨で被災を受けた一本木並びに糸繰マンホールポンプ場の災害復旧工事費となっております。

次に、2項1目公共下水道建設費1,837万6,287円です。前年度比21%増です。主なものといたしまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

13節委託料745万2,000円につきましては、全体計画等の変更、計画の策定業務となっております。15節工事請負費345万6,000円につきましては、座府マンホールポンプ場の長寿命化工事となっております。

2目流域下水道建設費934万7,242円につきましては、吉田川流域下水道建設費負担金となっております。

2款1項1目元金並びに2目利子につきましては、平成27年度末未償還元金16億241万4,000円に係る元金及び利子の償還金となっております。

下水道会計につきましては、説明は以上となります。

次に、浄化槽会計について。

189、190ページをお開きいただきたいと思います。

歳入合計、予算額4,487万円に対しまして、調定額4,550万4,657円、収入済額4,534万6,257円です。対前年比4%減、予算に対しての執行率が101%となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

歳出について。

歳出合計、予算額4,487万円に対しまして支出済額4,382万5,213円、前年度比5%減となっておりまして、執行率は97.7%となっております。

歳入歳出の差引残高が、152万1,044円となっております。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。197、198ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について。

1款1項1目1節合併処理浄化槽分担金166万6,000円です。17基分に係る分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,503万2,860円です。対前年度比6.9%増となっております。

次に、3款1項1目循環型社会形成推進交付金、1節の490万円につきましては、18基分の設置に係る工事費の補助金となっております。補助率3分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1,250万円です。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思います。

5款1項1目繰越金100万1,865円です。前年度繰越金となっております。

6款1項の雑入64万5,532円につきましては、預金利子及び消費税の還付金となっております。

7款1項1目下水道事業債の1節合併処理浄化槽債960万円につきましては、浄化槽18基分設置に係る起債充当分となっております。

続きまして、次のページ、歳出についてご説明いたします。

1款1項1目合併処理浄化槽事業費2,603万3,567円です。主なものといたしまして、職員1名分の人物費と、12節役務費につきましては法定検査に係る手数料となっております。13節委託料につきましては、保守点検、清掃、使用料徴収の委託料となっております。

2目合併処理浄化槽事業費1,629万6,460円です。主なものといたしまして、15節工事請負費となっておりまして、こちらは浄化槽18基設置に係る工事費となっております。

2款1項1目元金並びに2目利子、合わせまして149万5,186円につきましては、平成27年度末未償還元金5,247万1,000円に係る元金及び利子の償還金となっております。

浄化槽会計に係る説明は、以上となります。

次に、宅地造成事業特別会計についてご説明いたします。

221ページ、222ページをお開きいただきたいと思います。

歳入合計について。予算額5億1,979万7,000円に対しまして、調定額1億9,079万7,439円、収入済額1億9,079万7,439円となっておりまして、予算に対しての執行率が36.7%となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

歳出について。歳出の合計が、予算額5億1,979万7,000円に対しまして、支出済額1億8,515万6,401円、翌年度繰越額が3億3,437万5,000円となっておりまして、執行率が35.6%となっております。

歳入歳出の差引残額が564万1,038円となっておりまして、このうち翌年度に繰り越しすべき財源といたしまして550万円で、実質の收支残高は14万1,038円となっております。

次に、事項別明細書でご説明いたします。229ページ、230ページをお開きいただきたいと思います。

歳入について。

1款1項1目一般会計繰入金576万5,000円です。こちらは、歳出の総務管理費への充当分となっております。

2款1項1目預金利子2,439円。

3款1項1目の1節地域開発事業債600万円及び2節一般会計借入金1億7,903万円につきましては、歳出の塩浪地区造成事業費へ充当分となります。

次に、歳出について。

次のページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目一般管理費551万5,563円、こちらは職員1名分の人物費、それと主なものといたしまして12節役務費66万円、こちらは県の開発審査手数料となっております。

2款1項1目塩浪地区造成事業費1億7,964万838円、主なものといたしまして、15節工事請負費1億6,632万円、こちらは造成工事の前払い金になります。17節公有財産購入費1,332万838円、こちらは土地開発基金で取得した土地の買い戻し分になります。

なお、1目の塩浪地区造成事業費につきましては、15節の3億3,368万円、22節の69万5,000円、合わせまして3億3,437万5,000円が繰越明許となっております。

宅地造成事業特別会計に係る説明については、以上となります。

次に、水道事業会計について。

233ページ、234ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、（1）収益的収入及び支出、3条予算についてでございます。

収入について。

第1款事業収益、予算額2億4,881万円に対しまして、決算額2億4,605万3,282円、対前年度比2%増となっております。

内訳といたしまして、第1項営業収益2億637万5,695円、主なものといたしまして、水道使用料となっております。

第2項営業外収益3,967万7,587円です。主なものといたしまして、長期前受戻入収益となっております。

次に、支出について。

第1款事業費用、予算額2億5,353万円に対しまして、決算額2億4,414万3,422円、対前年度比7%増となっております。執行率は96.3%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業費用2億3,427万1,120円、こちらは主なものといたしまして、県への受水費。

2項営業外費用980万6,231円、こちらは主なものといたしまして、企業債の利息並びに消費税となっております。

第3項特別損失6万6,071円につきましては、過年度損益修正益になります。

なお、詳細につきましては、252から255ページの収益費用明細書のとおりとなっておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。

資本的収入及び支出、4条予算についてでございます。

まず、収入について。第1款資本的収入、予算額104万2,000円に対しまして、決算額104万2,848円、対前年度比16%の減となっております。こちらにつきましては、第1項の開発負担金となっております。

次に、支出について。1款資本的支出、予算額1,604万5,000円に対しまして、決算額1,537万7,917円となっております。内訳といたしまして、1項の建設改良費36万7,600円につきましては量水器の購入分、2項企業債償還金1,501万317円につきましては平成27年度末未償還元金2億6,848万7,000円に係る償還金となっております。

詳細につきましては、258ページ、259ページをごらんいただきたいと思います。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額1,433万5,069円につきましては、過

年度損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、237ページ、次のページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書についてでございます。

こちらにつきましては、営業利益につきましては3,120万6,811円の赤字となっておりまして、これに営業外収益と営業外費用を加味した経常利益につきましては203万4,235円の黒字となり、最終的に特別損失を加味しました当該年度の純利益につきましては196万8,164円の黒字となっております。

当該年度の繰越利益剰余金を加えた当該年度の未処分利益剰余金につきましては、一番下、422万5,974円となっております。

次のページ、キャッシュフロー計算書でございます。

こちらの資料の下から3行目、平成27年度中の資金の増減額につきましては1,970万4,911円の増となりまして、前年度末の残高と合わせた平成27年度末の残高は4億1,557万3,102円となっております。前年度比5%増となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

剰余金計算書についてでございます。

当該年度の変動額といたしまして、開発負担金の受け入れ96万5,600円と当該年度の純利益196万8,164円、合わせまして293万3,764円が増額となっておりまして、資本の合計、240ページの右下の部分になりますが、7億3,468万3,426円となっております。

239ページの下の部分になりますが、水道事業の剰余金処分計算書につきましては、表のとおりとなっておりまして、当該年度の処分はございません。

続きまして、次のページ、241、242ページをごらんいただきたいと思います。

水道事業の貸借対照表についてでございます。

資産の部といたしまして、固定資産の合計が11億1,028万6,388円と、対前年度比5%となっておりまして、2番の流動資産につきましては、流動資産の合計が4億4,216万9,789円となっておりまして、こちらは5%増となっております。

次のページの負債の部につきましては、3番の固定負債と繰延収益が減額となっている関係から、負債の合計につきましては8億1,777万2,751円、対前年度比5%減となっております。

中段、資本の部につきましては、資本費が増額となっている関係から、資本の合計が、資料の下から2段目です、7億3,468万3,426円となっておりまして、最終的な負債・資本

の合計は15億5,245万6,177円となっております。

次のページ及び附属資料につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

水道事業会計については以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を4時45分といたします。

午後4時28分 休憩

午後4時45分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。日程にある審議が全部終わらないため、全部が終わるまで会議時間を延長いたしたいと思います。会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程の全部が終わるまで、会議時間を延長いたします。

健康福祉課長、介護保険会計、説明願います。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは、介護保険会計についてご説明申し上げます。

決算書、165ページ、166ページをお開き願います。

歳入合計、収入済額5億2,104万6,292円、収入未済額129万9,414円となっております。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。歳出合計、支出済額4億9,458万1,224円、不用額が2,560万8,776円となっておりまして、歳入歳出差引が2,646万5,068円となっております。

内容につきましては、次ページ以降でご説明申し上げます。

169ページ、170ページをお開き願います。

歳入、1款1項1目第1号被保険者保険料9,755万4,583円、これにつきましては、1節の現年度分特別徴収保険料から3節の滞納繰越分普通徴収保険料までございます。徴収率は、現年度分が99.35%、滞納繰越分が33.82%となっております。

2款1項1目督促手数料1万1,400円となっております。この1款保険料から2款使用料及び手数料まで、税務課所管分となっております。

次に、3款1項1目介護給付費負担金7,924万7,125円、これにつきましては、施設分給付費15%相当額、その他給付費分が20%相当額の国負担分となっております。

次に、2項国庫補助金1目調整交付金2,766万4,000円、これにつきましては給付費の5%相当額となっておりまして、実績で6.39%の交付となってございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、それぞれの国庫の補助金となっております。

4目介護保険システム改修補助金120万円、これにつきましては、法改正に伴うシステム改修の補助金となってございます。

4款1項1目、次のページをお開き願います。介護給付費交付金1億1,865万5,000円、これにつきましては、40歳から64歳までの2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金となっておりまして、給付費の28%相当額となってございます。

2目地域支援事業交付金225万4,724円。

次に、5款1項1目介護給付費負担金6,369万3,000円、これにつきましては給付費の県負担金となっておりまして、施設分が17.5%、その他分、給付費に係る分が12.5%相当分となっております。

次に、3項県補助金1目地域支援事業交付金（介護予防事業）、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）、それぞれの事業に対する交付金となっておりまして、合わせまして198万1,477円となっております。

6款1項1目利子及び配当金、これにつきましては、保険給付費準備基金の利子相当分、利子でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金5,640万1,875円、これにつきましては、村負担分の12.5%相当額となってございます。

次のページをお開き願います。

2目その他一般会計繰入金、これにつきましては、職員給与費分の繰入金と事務費繰入金、合わせまして3,698万4,000円となっております。

3目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）、それぞれの事業に伴う繰入金でございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金67万5,120円でございます。

8款1項1目介護サービス計画収入170万9,820円、これにつきましては、介護予防要支援1・2に対するケアプランの収入分となってございます。

9款1項1目繰越金2,682万1,940円、前年度からの繰越金となってございます。

10款1項1目第1号被保険者延滞金4万6,700円、保険料に対する延滞金となっており

まして、これにつきましても税務課所管分となってございます。

次のページをお開き願います。

3項雑入2目の雑入、受益者負担金です。9万9,800円、これにつきましては介護者のつどい等の受益者負担金となってございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

177ページ、178ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費1,143万5,510円、職員1名の人物費が主なものでございます。

13節委託料378万円、こちらにつきましては、先ほど歳入でご説明申し上げましたシステム改修に伴います業務委託となってございます。

2項1目賦課徴収費、2目納入奨励費、こちらにつきましては税務課所管分となってございます。

3項介護認定審査会費457万6,653円となっております。1目の認定調査等費243万6,653円、この主なものにつきましては、7節賃金98万8,000円、認定調査員臨時職員の賃金でございます。12節役務費140万1,565円、このうちの手数料137万3,565円につきましては主治医意見書料となってございます。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金214万円、こちらにつきましては一部事務事務組合への負担金となっておりまして、300件の審査件数がございました。

4項運営協議会費1目運営協議会費4万7,000円、こちらは介護保険運営協議会の報酬、費用弁償となってございます。

2款保険給付費4億3,296万2,647円、こちらにつきましては、1項1目の居宅介護サービス給付費1億9,431万8,903円、それから6目地域密着型介護サービス給付費2,556万2,665円までのそれぞれのサービスに係る給付費となってございます。

2項1目高額介護サービス等費778万9,499円、こちらにつきましては、ある一定の限度額を越える自己負担金746件分となってございます。

次のページをお開き願います。

2目高額医療合算介護サービス費、こちらにつきましては先ほどの高額介護と同じようにある一定の限度額を超える自己負担分の高額介護サービスとなっておりまして、126万2,879円、42件分となってございます。

3項その他諸費、こちらにつきましては39万4,742円となっておりまして、国保連の審

査手数料となっております。

4項特定入所者介護サービス等費2,660万550円、こちらにつきましては、施設入所者に係る食費、居住費等の経費となってございます。

3款地域支援事業費 1項 1目介護予防二次予防事業費125万2,944円、こちらの主なものにつきましては、13節委託料の117万9,144円、元気アップ教室、いきいきサロン事業等の委託料でございます。

2目介護予防一次予防事業費963万9,198円、こちらにつきましては、職員1名の人物費となっております。あと主なものが、13節委託料の93万860円の脳トレ学習教室の委託料となってございます。

次のページをお開き願います。

2項 1目介護予防ケアマネジメント事業費892万6,819円、こちらにつきましても職員1名分の人物費、あと主なものにつきましては、13節委託料の235万1,760円、介護予防ケアプランの作成委託料となってございます。

5目任意事業費561万8,492円、この主なものにつきましては、13節委託料219万9,272円、配食サービス、緊急通報システム等の委託料が主なものとなってございます。

次のページをお開き願います。

20節扶助費327万3,740円、こちらにつきましては、紙おむつの支給となってございます。

3項 1目地域包括支援センター費21万201円、これの主なものにつきましては、13節委託料の13万200円、夜間休日相談業務の委託料となってございます。

4款 1項 1目介護給付費準備基金積立金546万1,000円、基金への積立金となっております。

6款 1項 2目償還金747万4,372円、これは過年度分の精算によります国庫補助金等の返還金でございます。

続きまして、次のページをお開き願います。

2項 1目一般会計繰出金でございます。支出済額591万3,349円となっておりまして、こちらにつきましては精算による一般会計への繰り出しとなっております。

以上で説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から、平成27年度各種会計の決算審査にかかる意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、平成27年度大衡村各種会計決算審査意見書を申し上げます。

それで、ただいま各担当課より、歳入歳出の額が丁寧に説明ありましたので、私のほうからは極力割愛させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、1ページをお開きになっていただきます。

第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計決算、（1）から（10）の歳入歳出の決算でございます。

第2、審査の期間でございますが、平成28年6月29日から平成28年7月26日まで実施しております。

第3、審査の方法でございますが、村長から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、①決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるなどを主眼に置き、また公有財産、基金、物品の管理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

第4、審査の結果、総括といたしまして、審査に付された各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書等を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めた。

また、予算の執行は的確に行われ、かつ収入支出は合法的に行われており、おおむね適正であると認めました。

平成27年度一般会計を概観すると、前年度に比べて、歳入で6,327万9,000円増加し、歳出でも276万6,000円増加となっております。

歳入歳出差引額は2億4,883万6,000円となり、そのうち翌年度繰越財源1億1,346万4,000円を差し引いた実質収支は1億3,537万2,000円の黒字になっております。

続きまして、2ページをお開きになっていただきまして、財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金は設置目的に従って運用されており、その収益の処理も適正に行われていた。なお、今後については、基金設置の目的に沿って、有効活用される施策の検討を図っていただきたい。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つである「経常収支比率」については、前年度の

90.7%より3.6%減の87.1%となった。今後も経常的経費の節減に努力されたい。

公債費比率については、前年度の5.6%より0.7%減の4.9%になった。

また、地方債残高比率は、前年度の137.3%より10.0%減の127.3%となって、健全エリア内である。

本村では、第5次総合計画において「ともに育み、ともに創り、ともに生きる愛と活力にあふれたまちづくり」を基本理念として、主役である村民と企業、行政との協働により、みんなが明るく元気に暮らせる大衡村の方向性を示している。それを着実に進めるためにも、財政面においての基本目標である、「財政計画の立案と計画に基づいたコスト削減を図り、限られた予算で効率的、重点的な整備を進める」ことに、より一層取り組んでいただきたい。

本村の自主財源の比率は49.8%と、昨年度と同じであった。内容としては、地方交付税が前年度と比較すると1億2,300万円増の9億7,861万3,000円が交付され、また地方譲与税も207万3,000円増の4,335万円、地方消費税交付金も5,024万1,000円増の1億3,626万1,000円となったが、国庫支出金は1億9,662万円減の5億3,727万2,000円となるなどして、依存財源の総額は23億5,054万2,000円で、昨年度より3,405万7,000円の増になっております。

今後さらなる自主財源の進捗を図るためにも、企業誘致活動の推進と塩浪地区住宅団地造成販売に尽力していただき、住民生活環境の整備や福祉向上、基幹産業である農業振興などについて、長期的視点に立って財政運営を行うことを望む。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などを下記のとおり記述することとした。

①平成27年度一般会計の繰越未納額は8,234万8,000円と昨年度より増加している。その収納対策として、宮城県地方滞納整理機構への回収依頼や村税等縮減対策本部会議を中心に各課が連携を図り、滞納処分に努力していることは滞納者への訪問記録などを見ても評価できるが、村税及び各種使用料の滞納額には、相当の年数が経過し、また固定化した債権を有しており、その対策が急がれる。

平成28年度より、役場機構改革において徴収対策室が新設されたので、その活動に期待したい。それでも滞納額、経過年数から見て担当者だけで整理困難なものについては、宮城県地方滞納整理機構への回収依頼、あるいは強制的な手段も視野に入れて収納実施計画をつくり、しっかりと滞納額縮減に努められたい。

②国民健康保険税については、収納率が前年度79.9%より0.2%上昇し80.1%になって

おり、宮城県地方滞納整理機構での徴収、担当者の努力などが収納率アップにつながっているが、引き続き滞納者への納付指導を行い、安定的な運営を継続していくよう、滞納額縮減に努められたい。

③水道事業については、前年度対比で事業収益が102.1%、事業費用で7.2%となり、経常利益として203万4,000円を計上することができた。しかしながら、水道使用料の繰越未納額が前年度対比101.5%と増加しており、さらなる滞納額縮減に努力していただくとともに、債権管理条例などの新たな対策の検討も考慮されたい。

④住宅使用料については、前年度の繰越未納額が195万2,000円であったが、平成27年度は221万3,000円となり、26万1,000円の増加となった。引き続き、滞納者への納付指導を行うとともに、新たな滞納者の金額が増加しないよう徴収に努められたい。

⑤給食費の滞納額は、前年度69万9,000円であったが、5万円減少し64万9,000円となった。また、現年度分の未納は発生しておらず、徴収に努力された結果を評価したい。滞納者の人数も少数となり、滞納額も固定したことで今後はさらなる努力が必要と思われるが、理解を得ながら縮減に努められたい。

⑥保育料の滞納額は、前年度49万6,000円より19万3,000円減少し30万3,000円となり、年々減少している。徴収に努力された結果を評価したい。今後も滞納者の理解を得ながら縮減に努められたい。

⑦奨学資金については、滞納額210万3,000円と増額になっており、現年未済額も発生している状況である。今後、滞納者の理解を得ながら滞納額減少に努められたい。

⑧財政事務において、関係法令や規則に基づき、おおむね計画的に事務処理された。今後も帳票、書類において、誤記記載や収入支出金額の遺漏がないよう要望する。

それから次、4ページ、お開きになっていただきます。

第5、決算の概要。

1、各会計総括。

①平成27年度各種会計決算の総額は、表1のとおりである。

②平成27年度一般会計、特別会計の決算額は、歳入63億1,344万8,000円、歳出59億8,665万8,000円で、歳入歳出差引剰余額は3億2,678万9,000円となった。

③会計別決算額の前年度対比を見ると、一般会計は前年度に比べ、歳入で6,327万9,000円の増、歳出では276万6,000円の増となっております。

特別会計の歳入では、前年度対比で、国民健康保険会計111.3%、下水道事業会計

102.2%、介護保険会計109.8%、戸別合併処理浄化槽会計96.4%、後期高齢者医療会計97.7%となった。

歳出では前年度対比、国民健康保険会計113.5%、下水道事業会計101.5%、介護保険会計110.5%、戸別合併処理浄化槽会計95.2%、後期高齢者医療会計98.3%となった。さらに、今年度は宅地造成事業特別会計が新設され、歳入で1億9,079万7,000円、歳出で1億8,515万6,000円の決算となっております。

④決算の收支決算の状況は、前年度と同様各会計とも黒字であるが、自主財源確保のため、経費の節減、収納率向上には、より一層努められたい。

⑤各会計の歳入歳出差引総額3億2,678万9,000円のうち、1億300万円が基金に繰り入れられ、残額の2億2,378万9,000円が平成28年度に繰り越しされた。

5ページについては、ただいま申しました総括の表が載っておりますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

6ページの表の各種会計歳入歳出、最近の5カ年の推移でございます。これについても、平成23年度から27年度の歳入歳出、記載されてありますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

7ページにつきましては、一般会計の財政分析の説明書きと、次の8ページをお開きになつていただきまして、それに基づきまして、表3、財政分析の表が25年度から27年度、記載されておりますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

9ページの（2）の財政運営の状況でございますが、①の本年度の財政運営の状況を見ると、歳入執行率は96.5%、調定額に対する収納率は96.8%で、前年度と比べると0.8%下回っておりました。

②予算額47億5,537万9,000円に対して、収入済額45億8,752万7,000円で、収入執行率は96.5%となり、前年度に比べ6,327万9,000円の増である。その財源内訳は、自主財源が22億8,197万7,000円で49.8%、依存財源が23億554万2,000円で50.2%となっておりました。

③繰越未納額1億4,933万3,000円中、翌年度の繰越明許の財源となる額6,698万5,000円を控除した8,234万8,000円は、前年度より153万4,000円の増となっている。村税の収入未済額が7,918万2,000円で、前年度比151万5,000円の増となっている。保育料30万3,000円、住宅使用料221万3,000円、給食費64万9,000円となっており、未済額が減少している項目もあるが、全体的には増加しており、憂慮される。

④の歳出の性質別構成では、義務的経費13億6,430万2,000円で、前年度に比べ1億

3,411万3,000円の増になっており、歳出総額に占める割合は31.4%で、前年度より3.0%の増になっている。

投資的経費は7億835万1,000円で9.8%の減となった。そのうち、普通建設事業費が5億3,601万円、災害復旧費は1億7,234万1,000円となっているということでございまして、次の10ページ、11ページには、一般会計の歳入歳出の決算額が記載されてありますので、後でごらんになっていただきます。

それと、12ページ、13ページも、一般会計の収支の推移ですね、平成23年度から平成27年度まで記載されておりますので、表5、表6につきましても、後でごらんになっていただきたいと思います。

それから、14ページをお開きになっていただきまして、表7はただいま申し上げました一般会計の繰越未納額の状況が科目ごとに載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

それから、15ページから18ページまでにつきましても、調定額、滞納繰越分が記載されておりますので、後でごらんになっていただきたいと思いますし、19ページの表8の一般会計の歳出性質別構成状況の推移も、平成23年度より27年度まで記載しておりますので、比較等をしていただきて、見ていただきたいと思います。

それから、20ページ、お開きになっていただきます。表9でございますが、地方債現在高の状況でございまして、種類別に記載されておりますが、27年度末の現在高を申し上げますと合計で34億4,014万8,000円の額になっております。

それから、21ページから36ページまでですね、国民健康保険の特別会計から、36ページは宅地造成事業の特別会計になっておりますので、中身の数字につきましては省略させていただきます。

37ページ、お開きになっていただきます。

9の基金運用状況でございますが、各種基金は平成27年度末現在において、積立基金22億2,290万6,000円、定額運用基金30億3,597万7,000円となっており、一般会計基金は前年度より9,690万7,000円減少している。

また、特別会計基金においては、総額1億1,277万1,000円となっており、前年度より267万3,000円の増となった。

基金の運用については、各基金それぞれの設置の目的に沿って適正であると認められる。

表の数字につきましては、37、38ページ、後でごらんになっていただきます。

39ページ中の水道事業会計でございますが、①の概要といたしまして、平成27年度末における給水人口は前年度より47人増で5,714人、年間総給水量は79万2,793立方メートルとなり、前年度より6万104立方メートルの大幅な増加を見た。これは、大口利用企業の立地や住宅戸数の増が主な原因と思われる。また、1人1日平均給水量も年々増加しており、今年度は376リットルとなったことも原因の一つと思われる。給水量から無効水量、無収水量を差し引いた64万8,789立方メートルが有収水量となり、有収率は前年度より2.13ポイント減の81.84%となった。有収率向上が水道事業の経営改善の課題であるので、より一層の努力を図り、安全で良質な水道水の安定供給に努められたい。

受水料金については、27年度から料金の見直しがあり、基本料金1立方メートル当たり1,026円、使用料金は1立方メートル当たり72.6円となっている。平成7年度から、国が示す高料金対策繰出基準算定値が年次的に見直しされ、一般会計からの高料金対策繰出金は昨年に引き続き対象外となった。水道料金の地域格差を解消すべく高料金対策補助制度の見直しについて、各関係団体挙げて強く国に要望していただきたい。

水道料金の未収金については、今年度も増加しており憂慮される。積極的な臨戸訪問を実施し縮減に努力されているが、長年にわたる滞納者もあり、利用者の負担が公正・公平に確保されるよう、なお一層の徴収強化や新たな対策の検討に努められたい。

それから、表13から次ページの40ページ、41ページの表の数字についても、後でごらんになっていただきたいと思います。

これで、27年度の決算審査の意見書といたします。

以上でございます。

議長（細川運一君） これより監査委員に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている平成27年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、平成27年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました8件の議案審査につ

いては、会議規則第45条第1項の規定により、来る9月15日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月15日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後5時24分 休憩

午後5時31分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木金彌君、副委員長に早坂豊弘君が選任されました。

ここでお諮りします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月9日から9月14日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月15日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後5時33分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員